

関西大学法科大学院
自己点検・評価報告書

第9号

2026年3月

目次

<序章>

<本章>	1
1 使命・目的	
[現状の説明]	
1-1 理念・目的の設定	1
1-2 理念・目的の学内周知	1
[点検・評価（長所と問題点）]	2
[将来への取り組み・まとめ]	2
2 教育課程・学習成果、学生	
[現状の説明]	
2-1 3つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）の設定	3
2-2 段階的かつ体系的な教育課程の編成	4
2-3 多様な形態で実施される授業科目の内容・方法の適切性	9
2-4 学生の履修に配慮した授業時間帯・時間割	9
2-5 リーガルクリニックやエクスターンシップの実施体制・内容及び守秘義務に関する仕組み	10
2-6 法曹養成のための実践的な教育方法	11
2-7 法曹に必要とされる専門的学識の応用能力を涵養するための授業方法	12
2-8 シラバスの作成・活用及び履修指導・学習支援による効果的な学習	12
2-9 教育に適したクラスサイズ、施設・設備の整備	14
2-10 公正かつ厳格な成績評価及び追・再試験の適切な実施	15
2-11 成績不良の学生に対する措置	16
2-12 成績評価に関する問い合わせの仕組み・運用	16
2-13 学生からの意見及び学習成果の検証に基づくFD活動	17
2-14 学生の受け入れ方針に沿った入学者選抜	19
2-15 定員管理及び適切な受け入れに向けた措置	23
2-16 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮	24
2-17 入学者の適性・能力等の客観的評価	25
2-18 法学既修者の認定	28
2-19 多様な学生が学習を行うための支援体制の整備	29
2-20 予習・復習に係る相談・支援や正課外での学習支援	32
2-21 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等	33
2-22 学生が自主的に学習できるスペースの整備	34
2-23 図書の整備及び学生に配慮した利用環境	34
2-24 情報インフラストラクチャーの整備	35
2-25 進路に関する相談・支援及び把握体制の整備	35

[点検・評価（長所と問題点）]	
2-2	段階的かつ体系的な教育課程の編成 …………… 36
2-5	リーガルクリニックやエクスターンシップの実施体制・内容及び守秘義務に関する仕組み …… 38
2-15	定員管理及び適切な受け入れに向けた措置 …………… 38
2-17	入学者の適性・能力等の客観的評価 …………… 38
2-19	多様な学生が学習を行うための支援体制の整備 …………… 39
2-20	予習・復習に係る相談・支援や正課外での学習支援 …………… 40
2-25	進路に関する相談・支援及び把握体制の整備 …………… 40

[将来への取り組み・まとめ]	
2-2	段階的かつ体系的な教育課程の編成 …………… 40
2-5	リーガルクリニックやエクスターンシップの実施体制・内容及び守秘義務に関する仕組み …… 41
2-14	学生の受け入れ方針に沿った入学者選抜 …………… 41
2-15	定員管理及び適切な受け入れに向けた措置 …………… 42
2-17	入学者の適性・能力等の客観的評価 …………… 42
2-19	多様な学生が学習を行うための支援体制の整備 …………… 43
2-20	予習・復習に係る相談・支援や正課外での学習支援 …………… 43
2-25	進路に関する相談・支援及び把握体制の整備 …………… 43

3 教員・教員組織

[現状の説明]	
3-1	教員組織の編制方針及び全体的な設計の明確化 …………… 44
3-2	多様性を考慮した専任教員の構成 …………… 44
3-3	教員の募集・任免・昇格 …………… 45
3-4	専任教員の資質向上のための組織的な取り組み …………… 46
3-5	専任教員の活動を評価する仕組み …………… 46
3-6	教育研究条件・環境及び人的支援 …………… 47

[点検・評価（長所と問題点）]	
3-2	多様性を考慮した専任教員の構成 …………… 48
3-5	専任教員の活動を評価する仕組み …………… 48

[将来への取り組み・まとめ]	
3-2	多様性を考慮した専任教員の構成 …………… 49
3-5	専任教員の活動を評価する仕組み …………… 49

4 法科大学院の運営と改善・向上

[現状の説明]	
4-1	管理運営のための固有の組織体制の整備 …………… 50

4-2	教育等の企画・運営等における責任体制	51
4-3	法曹養成連携協定の締結及び適切な運用	51
4-4	自己点検・評価体制・手続き及び組織的・継続的な自己点検・評価に基づく改善・向上	52
4-5	認証評価機関等からの指摘事項への対応	53
4-6	教育課程連携協議会からの意見に基づく教育課程の改善・向上	55
4-7	情報公開のための規程・体制を整備、適切な情報公開	55

[点検・評価（長所と問題点）]

4-3	法曹養成連携協定の締結及び適切な運用	56
-----	--------------------	----

[将来への取り組み・まとめ]

4-3	法曹養成連携協定の締結及び適切な運用	57
-----	--------------------	----

<終章>

<序章>

学校教育法 109 条 1 項では、大学は、その教育研究水準の向上に資するため、その教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（教育研究等）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する旨が規定されている。これが大学の自己点検・評価報告の制度である。これに加えて、同条 2 項では、大学は、その教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける旨が規定されている。一方で、この認証評価結果の公表により大学等が社会による評価を受けることになり、他方で、この認証評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図ることが期待される。このように、現行の制度のもとでは、事前評価として大学の設置認可制度と、設置後の事後評価として大学の認証評価制度が、それぞれ適切な役割分担と協調により大学の質保証が図られるという制度設計がなされている（大学設置基準 1 条 3 項を参照）。

以上を踏まえて、今回の自己点検・評価報告書は、関西大学法科大学院が 2023 年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、適合の認定を受けた後の本法科大学院の対応と現状を報告するものであり、かつ、次の認証評価に向けた自己点検・評価活動の一環でもある。先の認証評価で指摘された問題点への対応状況の詳細については、「4-5 認証評価機関等からの指摘事項への対応」をご参照いただきたい。

法科大学院は、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的として、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職大学院である（専門職大学院設置基準 18 条 1 項）。近時、法曹養成教育に関して重要な改善が図られており、これにより、法科大学院制度の発足当時の制度設計が大きく修正を受けつつある。これからの法科大学院は、これら新たな法曹養成教育課程に適合した内容と方法で、国家社会からの付託に応える義務を負うものと確信する。

すなわち、2004 年の法科大学院の発足当初には、法学部 4 年間、法科大学院既修者コース 2 年間という 6 年間の教育課程が構想されていた（プロセスとしての法曹養成）が、他方で、2020 年の文部科学省の認可を受けて、2019 年 4 月の法学部入学者を対象に、法曹コースという新たな教育課程がスタートした。これは、法学部早期卒業 3 年間、法科大学院既修者コース 2 年間という 5 年間の教育課程を想定しつつ、法科大学院 2 年次の在学中に（取得単位等の受験資格を充足することを要件として）司法試験を受験することを認める制度である。これにより、法科大学院では、司法試験受験まで教育課程が実質的に短縮されることになった。この法曹コースという新たな教育課程では、今まで以上に、法学部と法科大学院の教育連携が重要になる。

本法科大学院では、これまでも、法学部生による法科大学院科目の早期履修制度や、法科大学院教員による法学部授業担当など、法学部と法科大学院の教育連携に真摯に取り組んできた。そして、文部科学省の法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおいて、本法科大学院は、その取組みの一つとして「関西大学法学部との教育連携」を挙げているが、2024 年度から 2 期連続で目標値を達成できることが見込まれている。

法科大学院にとって、数多くの法曹を輩出することは、重要な社会的使命である。しかし、幅広く学生を受け入れて、多様な法曹を世に輩出することも、法科大学院に課せられた大切な役割であると考えます。関西大学は、関西初の法律専門学校「関西法律学校」から始まり、法学部では二部（夜学）からも多くの法曹を輩出したという教育の伝統を有する。このことを踏まえて、関西大学法科大学院は、新たな法曹養成教育課程に適合した内容と方法で、国家社会からの付託に応えることはもとより、法化社会の拡充を担う実務法曹のすそ野を一層広げるといった重要な社会的役割を担うべく、こらからも全力で法曹養成教育に専心する所存である。

法務研究科長 多治川 卓朗

1 使命・目的

[現状の説明]

1-1 理念・目的の設定

関西大学が天津事件において司法の独立を護った児島惟謙を始祖とする関西法律学校を前身とし、「学の実化（じつげ）」（学理と実際とを調和させながら実社会で有用な人材を養成すること）を建学の理念としている。これを踏まえて、関西大学大学院法務研究科（以下「本研究科」という。）は、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第2条第1項において、「理論と実務を架橋する高度の法学専門教育により、法曹としての基本的資質を培い、職業的倫理観と豊かな人間性を備えた創造力を持つ法曹を養成すること」を目的に設定している。そして、学則上の目的を具体化したものとして、「理論と実務とのバランスをとる専門性と、優れた人権感覚をもつ人間性、また日々生起する新たな問題に対して適切に対処できる創造性」の3つの特性を兼ね備えた法曹、すなわち、①理論と実務能力の双方を備えたバランスのとれたプロフェッショナル・ロイヤー、②幅広い教養と専門知識に裏打ちされた人権感覚に優れたヒューマニタリアン・ロイヤー、③複雑・多様化する現代社会で生起する新たな問題に対処できる創造性をもったクリエイティブ・ロイヤーの養成を教育理念に掲げている。

1-2 理念・目的の学内周知

本研究科の目的を示す学則及び上記の教育理念はウェブサイトに掲載されており、また、法科大学院要覧、学生募集要項やパンフレットにも記載され、広く周知している。

専任教員には、法科大学院要覧、学生募集要項やパンフレット等を配付し、本研究科の目的及び教育理念について周知徹底を図っている。とりわけ、進学説明会等の学生募集活動に際しては、担当する教員に本研究科の目的及び教育理念について理解を深めるよう要請している。また、学生募集要項及びパンフレットの作成にあたり専任教員全員で内容を点検することとしており、その過程を通じても目的及び教育理念についての理解が深まっている。

非常勤講師については学期ごとに本研究科執行部（研究科長、副研究科長、教学主任、入試主任及び学生相談主事）と懇談の場を設け、また、アカデミック・アドバイザーについては専任教員との意見交換の場を設定し、これら意見交換の場を通じて目的・教育理念の共有を図っている。

職員に対しては、担当部局の所属長から法科大学院要覧等に基づき、毎年度当初に本研究科の目的及び教育理念の周知を図っている。

学生に対しては、本研究科の目的及び教育理念を記載した法科大学院要覧を配付するとともに、研究科長による入学式での挨拶、オリエンテーションや各学年のはじめに行われる履修ガイダンスにおいて、本研究科の目的及び教育理念を説明し、本研究科の目指す法曹像とそのためのカリキュラムについても理解を深めるよう努めている。

[点検・評価（長所と問題点）]

法曹養成について関西大学が歴史的に果たしてきた役割は、教職員が認識を共有するところであり、そうした伝統を踏まえた関西大学法科大学院の設置目的及び教育理念についても、教職員を通じて十分な理解が浸透しているといえる。

非常勤講師、アカデミック・アドバイザー及び学生においても本研究科の目的及び教育理念はある程度共有されていると評価できるが、とりわけ学外の非常勤講師においては懇談会出席を必須化（義務化）することは困難であり、目的及び教育理念に基づく問題意識の徹底は課題である。学生については、ともすれば司法試験合格の目標にばかり目が向きがちであり、授業その他の場を通じて、本研究科の目的及び教育理念をいかに具体的に伝えていくかが課題である。

[将来への取り組み・まとめ]

教授会での議論やFD活動、そして何よりも学生の教育を通じ、関西大学の伝統を踏まえた本研究科の目的及び教育理念を具体的に語り周知徹底していくことは、不断に追求すべき課題である。

2 教育課程・学習成果、学生

[現状の説明]

2-1 3つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）の設定

本研究科は、下記のとおり、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針を定め、かつ、学位授与方針を基点にしつつ、3つのポリシーの適切な連関をはかり、教育の方向性を示している。

<学位授与方針>

本研究科は、研究科の掲げる教育理念に則り、高度な専門的知識を有し、高い倫理的責任感を備えた法曹となるにふさわしい能力を修得した者に法務博士の学位を授与する方針のもとに、運営されている。具体的には、所定の年限以上在学し、本研究科がその教育理念を実現するために設定した所定のカリキュラムに則った教育を受け、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目のそれぞれにつき、必要修得単位を含む所定の単位を修得することが学位授与の要件である。また、本研究科の教育理念をより確実に実現するため、各学年において、必修科目につき定められたGPA基準を満たすこと等を進級要件として定めている。

<教育課程の編成・実施方針>

教育課程の編成・実施方針について、本研究科は、(1)理論と実務のバランス、(2)優れた人権感覚、(3)新たな問題に対処できる創造性の3つの資質を備えた法曹の養成という教育理念を実現するため、以下の特色あるカリキュラムを提供している。

第一に、法律基本科目では、抽象的な体系的理論教育にとどまらず、常に事例に即した具体的な学識応用能力の修得に配慮し、法曹養成のための実践科目の充実を図るとともに、実務教育への架橋の実現に留意している。

第二に、職業的倫理観と豊かな人間性・市民感覚を涵養することを目的とした法曹倫理やリーガルクリニック等の法律実務科目を設置している。

第三に、先端的法分野については、多くの科目で入門科目としての講義1を配置し、多様な先端的法分野を学ぶ機会を提供すると同時に、講義2（科目によってはさらに講義3）および演習を配置して、当該法分野についてのより深い専門的知見が得られるよう配慮している。

第四に、外国法に関する知見の修得と国際的視野の獲得を図るため、中国ビジネス法に関する講義・演習科目のほか、国際契約実務、ビジネス法律英語の講義科目、涉外法律実務の演習科目を設けている。また、国際協力機構（JICA）の協力の下、「海外エクスターンシップ」を実施している。

第五に、新たに生起する法的問題や法と隣接する諸分野を包含する幅広い視野に立った洞察力を育成すべく、「現代法特殊講義（各テーマ）」、「法と社会（各テーマ）」の科目を設けている。

＜学生の受け入れ方針＞

法科大学院制度の趣旨並びに本研究科の目的及び教育理念、教育目標をふまえて、本研究科は、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）として、①大学における学部教育を通じて教養と専門的学識を十分に修得していること、②法曹養成教育を受けるための基盤的能力（読解力、思考力、文章構成力等）を有していることを求め、法学既修者コースについては、これらに加えて、③法律基本科目についての基本的な知識・能力を有していることを求めている。

本研究科の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、法科大学院要覧に掲載されており、新生に向けては、入学時に配付する法科大学院要覧に基づいて説明を行い、在学生に向けては、履修ガイダンス時の資料に基づいて説明を行っている。また、学生の受け入れ方針は、学生募集要項に記載するとともに、本研究科のウェブサイトにおいても公表している。

＜学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針の連関＞

本研究科は、＜受け入れ方針＞①から③に示された資質（学士課程において得るべき教養と学識を土台とした法曹となるための基礎的素養、加えて既修者コース入学者については法律基本科目に関する基本的知識）を備えた学生を受け入れ、＜教育課程の編成・実施方針＞である(1)理論と実務のバランス、(2)優れた人権感覚、(3)新たな問題に対処できる創造性の3つの資質を備えた法曹の養成という教育理念を具体化するカリキュラムを用いて教育し、＜学位授与方針＞として示された、研究科の掲げる教育理念に則り、高度な専門的知識を有し、高い倫理的責任感を備えた法曹になるにふさわしい能力を修得したと認められる者に法務博士の学位を授与することとしている。

このように、本研究科においては、＜学位授与方針＞を基点として3つのポリシーが適切に連関し、研究科としての教育の全体的統一性を構築しているといえる。かかる全体的統一性は、各授業科目が上記の学位授与方針に照らしてどのように位置付けられるのかを明らかにする「カリキュラムマップ」・「カリキュラムツリー」によって、一覧的な把握が可能となっている。

2-2 段階的かつ体系的な教育課程の編成

(1) 授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目など適切に分類していること。

2-1で述べた学位授与方針に基づく教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目をその位置付け・性格付けに応じて、必修科目、選択必修科目、選択科目に分類している。

まず、1年次配当の法律基本科目A（憲法、行政法、民法、商法、刑法の各科目）と2年次配当の「民事訴訟法」「刑事訴訟法」は、すべて必修科目としている。

2・3年次配当の法律基本科目B（「民事訴訟法」「刑事訴訟法」を除く）は、基本的な法的知識の修得を前提として、具体的事例の分析や法的推論に基づく構成と論述を行う応用能力を涵養する授業科目であり、「法曹となろうとする者に共通して必要とされる」

「専門的学識の応用能力」を涵養する科目（連携法第4条第2号）として必修科目として
いる。

他方、公法・民事法・刑事法・手続法の各法分野についてより進んだ学習をするための
法律基本科目Cは、各人の学習の進展状況に応じて履修を選択できるよう選択必修科目と
して開設している。

また、法律実務基礎科目（専門院第20条の3第1項第2号）のうち、法曹としての基本
的倫理観を学ぶ「法曹倫理」、訴訟実務の基礎を修得する「民事訴訟実務の基礎」、「刑
事訴訟実務の基礎」を、法曹に求められる基本技能と職業倫理の基礎を修得する科目とし
て、必修科目としている。

法律実務基礎科目のうちより実務性の強い「リーガルクリニック」、「国内エクスター
ンシップ」「海外エクスターンシップ」などの科目や展開・先端科目のうち司法試験科目
でない法分野、基礎法学・隣接科目については、選択科目としている。

法律実務基礎科目について修了に必要な12単位のうち、必修科目は「法曹倫理」・「民
事訴訟実務の基礎」・「刑事訴訟実務の基礎」の6単位であり、残余は学生各自が将来的
に目標とする実務家像に合わせて履修することを可能とする選択科目である。

展開・先端科目（専門院第20条の3第1項第4号）のうち、司法試験選択科目とされて
いる法分野については、学生らが各自の関心に応じて選択しつつ、基礎から応用まで体系
的に学習できるように、選択必修科目としている。

展開・先端科目においては、選択必修に係る4単位を含む16単位をもって修了に要する
単位とし、また、基礎法学・隣接科目（専門院第20条の3第1項第3号）においては、6
単位をもって修了に要する単位としている。これにより、学生の履修が実定法科目ないし
司法試験科目に過度に傾斜することのないように配慮しつつ、むしろそれ以上に、学生各
自が自由に関心を持つ分野に幅広く知見を深めることを可能にしている。

（2）法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべて にわたり授業科目をバランスよく開設していること。

本研究科は、平成15年文部科学省告示第53号「専門職大学院に関し必要な事項につい
て定める件」第5条に定める授業科目（ア 法律基本科目、イ 法律実務基礎科目、ウ
基礎法学・隣接科目、エ 展開・先端科目）を以下のとおり開設している。

ア 法律基本科目には、まず、1年次生担当の法律基本科目Aとして、公法、民事法、
刑事法の実体法について基礎となる学識を修得させるための科目である、「憲法Ⅰ・Ⅱ」、
「行政法総論」、「刑法Ⅰ・Ⅱ」、「民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ」、「商法」（4単位）
が開講されている（26単位）。また、2年次担当の「民事訴訟法」（4単位）、「刑事訴
訟法」、「行政救済法」は、手続法についての基礎的な学識を修得するための科目である
（8単位）。以上は、授業の双方向性に留意して行う講義の形式により、「法曹となろう
とする者に共通して必要とされる専門的学識」の修得を図ることを目的とした「基礎科目」
（連携法第4条第1号）に位置付けられる。

2・3年次には、必修科目である法律基本科目Bとして、「憲法演習」、「行政法演習」、「刑法演習Ⅰ・Ⅱ」、「刑事訴訟法演習」、「民法演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「民事訴訟法演習」、「会社法演習」、「商法演習」が開講されている(22単位)。これらは、ケース・スタディを中心とした対話または討論形式の演習科目である。また、公法・民事法・刑事法・手続法の各法分野についてより進んだ学習をするための法律基本科目Cとして、「民法発展講義」、「民事訴訟法発展講義」、「会社法発展講義」、「公法総合演習」、「民事法総合演習」、「刑事法総合演習」、「憲法訴訟」のほか、大阪大学法科大学院との連携講義(「憲法発展演習」、「刑事証拠法演習」、「行政法発展演習」、「民法演習」、「会社法発展演習」)がある。これらは、「法曹となろうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力」の修得を図ることを目的とした「応用科目」(連携法第4条第2号)に位置付けられる。

イ 法律実務基礎科目は、設置基準において、「法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目」(専門院第20条の3第1項第二号)とされている。本研究科においては、まず、民事・刑事の法実務の基礎を学ぶ「民事訴訟実務の基礎」と「刑事訴訟実務の基礎」を履修させた上で、選択科目である「リーガルクリニック」、「国内エクスターンシップ」、「刑事模擬裁判」、「民事訴訟実務演習」、「法情報調査・法文書作成」(基礎要件データ表2〔留意事項〕5)において実際の実務に則したノウハウを学ばせ、「公法実務演習」において実践的な法文書作成能力の養成をはかっている。また、アジアの国において実際に法整備支援活動に携わる「海外エクスターンシップ」は本研究科独自の取り組みである。

ウ 基礎法学・隣接科目は、設置基準において「基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目」(専門院第20条の3第1項第三号)とされている。本研究科においては、典型的基礎法科目である「法哲学・法理論」のほか、「比較法」、「法整備支援論」、「Legal Business English」のように、グローバルな視点で法実務をとらえるための素養を得るための科目が開講されている。さらに、「法と社会」科目として、「裁判実務」のように法実務の入門的な知識を学ぶものや、「少年法」、「法とメディア」など、社会的時宜等に応じた特色のある科目が開講されている。

エ 展開・先端科目は、設置基準において、「先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。」と定められている(専門院第20条の3第1項第四号)。本研究科における展開・先端科目には大きく分けて3種類の科目群がある。第一は、専門院第20条の3第6項に規定された「倒産法」、「租税法」、「経済法」、「知的財産法」、「労働法」、「環境法」、「国際人権・人道法」・「国際公法」(設置基準にいう「国際関係法(公法系)」に該当する)、「国際私法」・「国際取引法」(設置基準にいう「国際関係法(私法系)」に該当する)などの科目群である。これらのうち選択希望の多い科目については、「知的財産法1・2」と「知的財産法演習」、「経済法1・2」と「経済法演習」、「労働法1・2・3」と「労

働法演習」、「倒産法1・2」と「倒産法演習」、「租税法1・2」と「租税法演習」など、講義科目と演習科目を組み合わせ、基礎から応用までを体系的かつ段階的に学べるように配慮している。

展開・先端科目の第二の科目群は、「中国ビジネス法講義1～3」、「中国ビジネス法演習」、「国際契約実務論」、「涉外法律実務演習」、「アジア進出企業支援」など、グローバルな法実務に関する基礎知識を提供するものである。

展開・先端科目には、さらに第三の科目群として、「金融法」、「民事執行・民事保全法」、「インハウスイヤの業務」のほか、「現代法特殊講義」として開講されている「不動産登記法」、「知的財産訴訟実務」、「金融商品取引法」、「商業登記法」、「消費者法」、「政策形成訴訟と裁判実務」、「人事訴訟手続・家事事件手続の実際」、「倒産判例」など、多面的な法分野・法実務に関する科目も含まれている。

(3) 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切な配慮を行っていること。

修了要件の総単位数は100単位で、その内訳は次のとおりである。

法律基本科目については、1年次配当の法律基本科目Aが26単位、2・3年次配当の法律基本科目Bが30単位で合計56単位であり（これらはすべて必修）、修了要件総単位数との比率は56%である。法律基本科目Cは選択必修で、8科目14単位（内、1科目は大阪大学法科大学院との連携講義であり、「憲法発展演習」・「刑事証拠法演習」・「行政法発展演習」・「民法演習」・「会社法発展演習」各1単位を開講している。）の中から4単位を修得することが修了要件である。

法律実務基礎科目は、必修科目6単位と、選択科目7科目14単位中6単位との、合計12単位の修得が修了要件であり、修了要件総単位数に対する比率は12%である。

展開・先端科目については選択必修科目4単位を含む16単位を修得し、基礎法学・隣接科目については6単位を修得することが、修了要件である。

以上の単位数を合計すると94単位となる（法律基本科目60単位、法律実務基礎科目12単位、展開・先端科目16単位、基礎法学・隣接科目6単位）。修了要件総単位数100単位に不足する6単位は、法律基本科目C、法律実務基礎科目、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目の中から選択して履修することになる。特定の科目群から4単位を超えて修了所要単位数に算入することはできないため、法律基本科目Cから修得できる単位数は8単位が上限となる。したがって、修了要件単位数に占める法律基本科目A～Cの修得可能単位数は、修了要件総単位数100単位中、64単位を上限として60単位以上となり、修了要件総単位数に占める比率が64%を上回ることはない。

なお、本研究科においては、入学時に十分な実務経験を有すると認められた者が、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することができる制度は採用されていない。

(4) 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履

修方法等について工夫していること。

本研究科においては、授業内容を常に事例に即した体系的な学識の修得に配慮することとし、かつ、実務家教員が実務関連科目のみならず、法律基本科目（「民法Ⅰ～Ⅴ」、「民法演習（Ⅰ～Ⅲのいずれか1科目）」、「民事訴訟法演習」、「公法総合演習」、「刑事法総合演習」、「民事法総合演習」、「連携講義（行政法発展演習）」）の授業を一部担当するだけでなく、教材の作成にも参加することによって、実務教育への架橋の実現に特に留意している。

また、法律実務基礎科目については、実務教育の導入部分として、民事法上の要件事実論等を扱う講義科目「民事訴訟実務の基礎」を2年次に配当し、理論教育科目である法律基本科目と並行履修させることにより、早い段階で実務的思考に親しむことができるよう配慮している。また、法学未修者も訴訟法の授業に対応できるように、基礎法学・隣接科目において1年次配当の訴訟法関係科目として、実務家教員が担当する「法と社会（裁判実務）」も設置している。なお、「刑事訴訟実務の基礎」については、2年次の「刑事訴訟法」（講義及び演習）を履修していることが望ましいとの判断から、3年次春学期に配当している。

（5）在学中の司法試験の受験資格取得を希望する学生に対応するカリキュラム編成について工夫していること。

本研究科の現行カリキュラムにおいても、2年次終了時点で、令和元年法律第44号により改正された司法試験法第4条第2項第1号イ及び令和3年法務省令第19号により改正された司法試験法施行規則第3条が定める法律基本科目の基礎科目30単位以上、法律基本科目の応用科目18単位以上及び司法試験選択科目に係る科目4単位以上という司法試験受験資格を得ることは可能である。

さらに、本研究科では、在学中の司法試験受験に必要な学習内容を提供するため、①「法曹コース特別選抜試験に合格して入学した者」、②「前年度までに未修コースに入学した者のうち1年次配当必修科目のGPAが3.5以上のもの」、③「その他前2項の定めに基づくと研究科が認めた者」については、その願出により、本研究科教授会において、履修制限単位36単位を緩和することができるものとしている（2022年3月9日付け「履修制限単位の緩和に関する申合せ」（同年9月28日改正））。また、①「上位年次配当科目を履修する学期の属する年度末までに、在籍する年次に配当された全ての必修科目を修得できる見込みである者（既に修得済である者も含む）」、②「前項の定めに基づくと本研究科が認めた者」については、本研究科教授会の議をもって、「段階的な学修を妨げない範囲において、上位年次配当科目を履修することを認める。」旨も申し合わせている（2022年3月9日付け「上位年次配当科目の履修に関する申合せ」（同年9月28日改正））。司法試験受験資格を得るための法務省令の定める所定科目単位の扱い（対応関係）についても、2022年9月7日付けで「在学中受験資格を取得するための所定科目単位に関する申合せ」を行っている。

また、本研究科においては、2021年度より、専門院設置基準 22 条 1 項において認められた、法科大学院入学前の先取り履修に係る法科大学院科目の単位修得を認める制度を導入している。この制度が相当数の学生に活用されていることにより、在学中の司法試験受験に向けての準備態勢が整備されているといえる。

以上の一連の制度変更と申合せにより、在学中の司法試験受験に対するカリキュラム上の妨げはなくなった。

2-3 多様な形態で実施される授業科目の内容・方法の適切性

新型コロナウイルス感染症拡大に対応して、2020年4月20日より、本研究科でもオンライン授業が全面的に導入された。オンライン授業にあたっては、2020年4月10日付けで研究科長より以下の指示が本研究科教員に向けて発出された（「法務研究科 2020 年度春学期授業の実施について」）。

- ・法科大学院の授業については「面接授業」であることが前提とされており、授業の実施にあたっては、設置基準等に定める「面接授業」の要件を満たす授業として行うこと。
 - ・レジュメ・事前課題の配付は、関西大学インフォメーションシステムの「教務情報登録・検索」の「講義連絡情報登録」にファイルをアップロードし履修者に配付すること。
- また、同年5月1日には、ZOOMオンライン・ミーティング包括契約が発効した（2020年4月30日付け IT センター所長「遠隔授業のためのサービスの拡充について（ご報告）」）。

本研究科教員は、教育レベルを確保するため、学生側の接続環境の確認や配慮、教材・レジュメのオンラインでの提供、スライド教材の準備と工夫、小テストによる理解度の確認等々、多様な工夫を行った。

オンライン授業に関する授業評価アンケートにおいても、「授業内容について、わかりやすくする工夫」や「双方向、多方向授業の工夫」などの項目について、消極的評価は見られず、むしろ高い評価が得られた。

さらに加えて、本研究科においては、各教員がオンライン授業について習熟してきた状況を好機とし、学修の場における男女共同参画の意義にかんがみ自然的性差等を克服して学生にできるだけ十分な学修機会を提供するため、事前に一部学生らから意見を聴き、事前事後に学生らへの啓蒙措置を講じつつ、「生理に伴う体調不良（生理痛、PMSなど）等により対面授業への参加が困難である場合」等にも、オンラインを通じた授業の受講を認める制度を導入することとした（「法務研究科（法科大学院）における授業受講に係る配慮措置に関する申合せ」（2022年2月22日））。2024年度の集計では、相当数の配慮申請があったことを示しており、本制度の有効性・適切性が確認できる結果となった。

2-4 学生の履修に配慮した授業時間帯・時間割

本研究科では、原則として第1時限から第6時限の間で授業を実施している。

授業時間帯は以下のとおりである。

第1時限	9時00分～10時30分
第2時限	10時40分～12時10分
第3時限	13時00分～14時30分
第4時限	14時40分～16時10分
第5時限	16時20分～17時50分
第6時限	18時00分～19時30分
第7時限	19時40分～21時10分

時間割については、同一年次の必修科目が重複しないように調整し、学生の履修に支障が生じないようにしている。なお、必修科目については、できるだけ1時限目に配置し、学生が一日を有効に過ごせるように配慮している。

2-5 リーガルクリニックやエクスターンシップの実施体制・内容及び守秘義務に関する仕組み

(1) リーガルクリニックやエクスターンシップ等に関する科目の内容の適切性

「リーガルクリニック」においては、1クラス4名から5名程度の学生に対し、1名の現役弁護士（専任教員または非常勤講師）が法律相談及びその検討の指導にあたる体制を組んでいる。法律相談の素材は、法律相談に訪れる一般市民からの現実の紛争事案ないし紛争前事案である。「リーガルクリニック」の成績評価は、①法律相談における相談者とのやり取り、②その後の質疑応答、③カルテの起案内容、④その他の書面の起案内容を各25点、計100点満点として指導教員が行う。

「国内エクスターンシップ」においては、複数回に分けて学生を派遣する体制をとっている。派遣先は、2018年度からは大阪弁護士会との協定（2013年締結）に基づき弁護士会から紹介された弁護士事務所である。派遣先法律事務所においては、法律相談、法廷活動や各種書面の起案などをつぶさに見学・体験しながら、指導を受けることができる。「国内エクスターンシップ」の成績評価は、実務研修の内容を重視し（50%）、指導担当弁護士の評価（30%）と第15回目授業における報告及び意見交換の内容を加味して、専任教員が行う。

「海外エクスターンシップ」は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）ハノイ法支援事務所を拠点として、日本国の開発援助と法支援、ベトナムでの法支援の実情、ベトナム法の特徴などにつき専門家から指導を受けるものである。また、ベトナムの裁判制度を学び、ハノイ国立大学における日本法教育の現場に参加するとともに、日本法制度との比較を行ってきた。上記の派遣プログラムは、JICAの受入れ体制の事情により、2017年度は派遣を見送ったが、2018年度はJICAとの調整により、ベトナムへ派遣し、2019年度は転じてラオスに派遣した（2020年度以降新型コロナウイルス感染症

拡大のため中止を余儀なくされていたが、2024 年度に 5 年ぶりに実施。) 。これまでの認証評価においても、「海外エクスターンシップ」の取組みは「特色ある取組み」として高く評価されるとともに、「継続的な取組みがなされることが今後の課題といえる」と指摘されており、今後も継続させていくことを予定している。「海外エクスターンシップ」の成績評価は、専任教員が、現地の専門家から学生の評価にかかわるデータの提供を受けたうえ、学習内容 (70%) とレポート (30%) によって評価する。

以上のとおり、「リーガルクリニック」、「国内エクスターンシップ」、「海外エクスターンシップ」のいずれも、臨床実務教育にふさわしい内容を有しているといえる。

(2) リーガルクリニックやエクスターンシップ等を実施するための責任体制の構築

「リーガルクリニック」及び「国内エクスターンシップ」については実務家専任教員が取りまとめを担当し、「海外エクスターンシップ」については法整備支援に精通した実務家専任教員が取りまとめを担当しており、その運営において明確な責任体制がとられている。

(3) リーガルクリニックやエクスターンシップにおける守秘義務に関する規程の整備および学生への指導

「リーガルクリニック」、「国内エクスターンシップ」及び「海外エクスターンシップ」の受講にあたっては、「リーガルクリニック及びエクスターンシップ受講上の遵守事項内規」を定めて、守秘義務遵守の重要性をあらかじめ十分に周知している。さらに、受講の直前に説明会を開催し、諸々の注意点とあわせ、改めて守秘義務とその遵守の重要性について周知徹底をはかっている。その際、守秘義務に違反する行為を行わない旨及び万一これに違反したときには「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第 51 条による厳格な処分を受けても異議がない旨の誓約書を、署名・押印のうえ提出させている。なお、受講生は、全員が、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入する。

2-6 法曹養成のための実践的な教育方法

(1) 学生に期待する学習成果を踏まえ、その達成にふさわしい授業形態として双方向・多方向の討論や質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法を取り入れていること
演習科目では双方向または多方向の質疑応答・討論が行われており（こうした授業形式に適した馬蹄形の座席配置も行っている。）、講義科目においても、活発な質疑応答を伴って授業を進行させるよう努めている。

授業の双方向性・多方向性は、学生による授業評価アンケートにも評価項目として挙げられており、本研究科授業における必須の要素に位置づけられている。また、FD活動の一環として教員相互に行う定期的な授業参観も、法曹養成のための実践的な教育方法の質的向上に向け、授業態様の双方向性・多方向性や教育内容の実践性を促進することに資する役割を果たしている。

2-7 法曹に必要とされる専門的学識の応用能力を涵養するための授業方法

(1) 応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述能力）を修得するための授業方法

専門的学識の応用能力の涵養については、2-6で述べたように、本研究科授業は双方向・多方向の質疑応答を積極的に採り入れており、これにより、法的な知識を具体的事例に当てはめる法的推論能力、事案を法的に分析してこれに適切な法律構成を与える能力の涵養が、平素の授業のなかで行われているといえる。また、本研究科授業においては、定期試験はもとより、各授業の教育目標に応じて実施されるレポート課題・平常試験に際しても、論述式の問題に対して提出された答案に教員が添削・指導する機会が設けられ、さらには、授業外にあっても、学生には自主的に答案等を作成して教員の指導を求めることが推奨され、教員には学生のかかる求めに応じるべく期待されることが本研究科教授会の場で再三確認されており、授業内外を通じて、学生の論述能力向上に向けた態勢が本研究科全体においてとられている。

(2) 授業方法が過度に司法試験受験対策に偏するものとなっていないこと

全科目のシラバスは、本研究科執行部が、司法試験受験対策への偏重忌避に留意して毎年度開始前に原稿段階でチェックする体制をとっている。各授業がシラバスに即した内容で実施されたかは、事後的に、授業評価アンケートとその結果の公開を通じて検証される。FD活動の一環として定期的に行われる教員相互の授業参観は、参観教員の所感等を記載した書面を通じて授業内容・方法を相互検証するものとなっている。また、専任教員全員参加型の公開授業は、書面のほか、教授会後の意見交換会によっても授業内容と方法を検証する場となっている。これらを通じて、法科大学院制度の理念に照らし司法試験受験対策偏重と受けとめられかねない授業となつてはならないとの認識理解は、専任教員全員に十分共有されている。以上により、本研究科の各授業内容は、知識の蓄積再生訓練や解法の技術的指導などとして司法試験受験対策に偏重することとならないよう、担保されているといえる。

2-8 シラバスの作成・活用及び履修指導・学習支援による効果的な学習

(1) 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえたシラバスを作成し活用していること。

当該年度に法科大学院で開講されるすべての授業について、授業概要・到達目標、授業計画（4単位科目は30回分、2単位科目は15回分、1単位科目は8回分）、成績評価の方法・基準、教科書、参考書、及び担任者からの個別の指示・連絡事項を記載する備考の各項目を関西大学シラバスシステムで公開している。なお、シラバスを公開した後、内容を変更する必要がある際には、担任者は速やかにLMS等を通じて受講者へ告知するとともに、直近の授業において丁寧に説明することとしている。

法律基本科目においては、各担当教員が「共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）」の内容を踏まえて授業科目の内容を構成している。また、シラバスにおいて、すべ

での科目について授業の到達目標を設定し、必要に応じて履修上密接に関連する科目を明記することによって、本研究科の教育課程を体系的に履修させ、知識を確実なものとし、法曹として備えるべき基本的素養の水準に達するように配慮している。そのうえで、本研究科執行部によるシラバスのチェックを通じ、各科目の教育内容が法曹として備えるべき基本的素養を養うに十分な水準に適っているかを検証している。

授業がシラバス等に従って適切に実施されているかは、学生による授業評価アンケートの質問項目となっており、アンケート結果から、授業がシラバスに従って適切に実施されていることを確認する体制が整備されている。

(2) 法学未修者と法学既修者それぞれに応じた効果的な履修指導

入学前指導と入学後のガイダンスを通じて履修指導が行われている。

2023 年度において、S 日程入試合格者については9月初旬に、A 日程入試合格者については10月末に、それぞれ入学までの一般的な学習指導とアカデミック・アドバイザー及びティーチング・アシスタントの紹介を行った上で、入学までの勉強計画などの学習指導と相談を行っている。入学直前の3月頃には、B 日程入試合格者も含めて、法科大学院における主要科目〔憲法、民法、刑法、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法及び要件事実〕についての学修方法のガイダンスと実務家教員の引率による裁判所見学を実施している（いずれも参加は任意である。）。

新入生に対する履修に関するガイダンスは、入学後のオリエンテーション期間中に行い、望ましい科目履修のあり方等について説明を行っている。在学生については、年度始めに先立ち履修指導が行われる。このほか、履修をはじめとする学修のあり方については、各学生の担任である教員からも行われている。なお、本研究科における入学前指導は、いずれも一般的包括的な学修指導となっており、「授業の前倒し」や「入学前指導を受けないと本来の授業に入っていけない」性格のものではない。

(3) オフィス・アワーを活用するなど学習支援が効果的に行われていること

各教員が授業1コマ分の時間（90分）を2回に分け、本研究科授業時間帯内にオフィス・アワーとして設定し、かつ、1回は可能な限り18時以降に設定するなどして、学生の利便性を高め、質問や学習相談に対応している。さらに、全ての専任教員が電子メール等による質問を随時受け付けている。1年次生のなかで学習に困難を抱える学生が少なくないことから、可能な範囲で必修科目授業直後の時間帯を当該科目のオフィス・アワーとし、受講生が教室内で復習しつつ担当教員に質問することのできる環境を整えている。

学習指導や相談をより効果的に行うため、2022年度から、5～6名の学生ごとに担任教員1名を配置する体制をとっており、学期の区切りごとに定期的に個別面談を行い、学習上のみならず生活上の問題や進路に関する相談にも応じている。そこで得られた学生の状況情報は「学生カルテ」に集約され、教員間で共有できるようになっている。

成績不良となった学生についても、当該学生の担任教員が個別に学習指導と相談を行っている。また、毎回の教授会においては、「学生の近況」についての意見交換の機会を必

ず設け、授業を欠席しがちななどの問題兆候について、他の授業での状況と照らし合わせて、個々の学生への目配りに努めている。

なお、2013 年度以降、定期試験後、添削した答案を学生に速やかに返却することとしている。これは、学生らにおいて、自らの答案とこれに対する添削の趣旨を素材として、履修科目の理解度を十分に確認したうえで、成績発表後、「成績に関する質問のためのオフィス・アワー」を利用して担当教員からのアドバイスを受けることを可能にする趣旨である。

2-9 教育に適したクラスサイズ、施設・設備の整備

(1) 教育課程を実施する教室・施設

本研究科における授業を行い、学生が自学・自習を行い、教員が研究を行うための施設・設備としては、以文館（法科大学院棟 4,299 m²）及び尚文館（大学院棟 11,900 m²）等がある。

法科大学院の専用施設である以文館には、講義室 4 室、演習室 5 室、学生の自習室及びロー・ライブラリーを設置している。

法廷教室（35 名収容、119 m²）は、法学部施設であるが、法科大学院との共用に供されており、裁判員裁判に対応できるシステムも導入されている。

また、リーガルクリニックについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から一定の広さが必要となったことから、現在は、以文館内の演習用教室を使って行われている。

(2) 効果的な学修のため、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすること。

法律基本科目のうち、法律基本科目 A 及び法律基本科目 B の必修講義科目については 1 クラス編成で対応しつつ、内 2 年次配当となる「民事訴訟法」と「刑事訴訟法」については 3 クラス、同じく「行政救済法」については 2 クラス開講している。法律基本科目 B の演習科目は 1 学年 4 クラスとし、いずれのクラスも最大限 20 名（再履修者を含む。）として、適正な学生数で編成している。

法律実務基礎科目の必修科目のうち、「法曹倫理」は 2 クラス、その他は 3 クラス編成とし、履修者数は 1 クラス最大で 31 名である。

(3) 法律基本科目については、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を法令上の基準（50 名以下）に従って適切に設定していること。

学生数の設定状況は次のとおりである。2025 年度春学期における 1 クラスの学生数について、1 年次配当の法律基本科目 A に属する講義科目は、14 名から 30 名の範囲内に、法律基本科目 B 及び法律基本科目 C に属する各演習科目は、最大限 20 名の範囲に、それぞれおさまっている。2025 年度は、入学者及び再履修者の増加により法律基本科目 B に属する講義科目「行政救済法」の受講者数が 48 名となったが、法律基本科目についての設置基準上の要件（50 名以下）は満たしている。

(4) 個別的指導が必要な授業科目（リーガルクリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数を設定していること

「リーガルクリニック」においては、1クラス5名以内の学生に対して、1名の教員（弁護士）がクラス担当となっている。法律相談を行う場合にはもとより、法律相談の検討を行う授業においても、必ず当該教員が同席して指導する体制をとっており、各学生に対するきめこまかな教育上の配慮を行い、教育効果を丁寧に見ることができるようになっている。「国内エクスターンシップ」については、5名程度の学生を受入先の各弁護士事務所に1名ずつ派遣する体制になっており、指導担当弁護士の法律実務の処理をつぶさに見たうえで、その指導を受けることができる。

2-10 公正かつ厳格な成績評価及び追・再試験の適切な実施

(1) シラバス等における成績評価基準・方法の明示

「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」において、開設科目、配当年次、単位数等とともに、修了要件が規定され、入学式後に行われる入学者対象の履修ガイダンスにおいても、カリキュラムの概要と修了要件、成績評価方法等の説明が行われている。また、各科目の評点は、S：90点以上、A+：89～85点、A：84点～80点、B+：79点～75点、B：74点～70点、C+：69点～65点、C：64点～60点、F：59点以下で、C以上を合格とする。各科目の成績評価の基準・方法及びGPA対象科目の前年度成績評価実績については、シラバスに明示されている。2008年度の認証評価の指摘を受け、シラバスに定期試験と平常点とのウェイト付けを明示するよう改善した。

なお、2013年度の認証評価において、出欠を含めた平常点の取扱いに関するシラバスの記述内容には相当程度の差異がみられ、そのなかには法科大学院共通のガイドラインと異なるものも散見され、学生に誤解を生じさせる可能性が否定できない状況にあること、また、出欠の取扱いを含む平常点の採点が授業科目の担当教員に全面的に委ねられていることの不適切性が指摘された。これを受け、シラバスにおいて、全科目共通事項として、定期試験（又はレポート試験）と平常点との評価割合（例えば、定期試験＝70%、平常点＝30%）を示すべきこと、出欠席については、出欠席自体を加点減点の対象とせず、「欠席回数が全授業回数の3分の1に達した履修者には単位を認定しない」取扱いとすることを教授会において申し合わせた。平常点の採点基準についても、全科目共通事項として、シラバスに明示するか、授業開始時に明示することを申し合わせた。各科目の平常点の採点の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等の構築については、「教育推進委員会」で検討した結果、2018年度に平常点の取扱いに関する申合せを行い、評価フォームを示すなど評価方式の統一をはかった。さらに、教授会の申合せにより、出欠席を加点減点対象としないことを再確認したうえで、平常点として評価対象とする事由を定めてシラバスに明記すること、評価事由が複数にわたるときはその間の評価比率をシラバスに明記することが決定された（2022年9月7日「平常点評価等に関する申合せ」（2023年7月26日改

正))。

(2) 追試験・再試験を行う場合、あらかじめ明示された客観的かつ厳格な基準に基づいて実施し、評価方法・基準についてもあらかじめ学生に明示したうえで、公正かつ厳格に行っていること

定期試験を受験できなかった理由が病気その他のやむを得ない事情として本研究科教授会において正当と認められた者に対しては、その者の願出により追試験を行う。「平常授業時の試験・成績をもって単位認定する科目」については追試験を行わない。追試験制度は法科大学院要覧にあらかじめ明示されており、追試験受験希望者は、「追試験受験願」及びその正当理由の証明書（医師の診断書等）を提出しなければならない。なお、追試験受験者の成績評価は、通常の期末試験受験者の成績評価におけると同様の基準によってすることとしている。

なお、本研究科では再試験の制度は設けていない。

2-11 成績不良の学生に対する措置

(1) 1年次修了に必要な単位数を修得できない学生、共通到達度確認試験などの結果において成績不良の学生に対し、進級を制限するなどの措置を講じていること

2024年度より、1年次終了時において1年次配当の必修科目（法律基本科目A）26単位中、20単位以上の単位を修得し、かつ1年次配当の必修科目（法律基本科目A）のGPAが1.80以上でなければ、進級（2年次配当科目の履修）を認めないこととした。法律基本科目について基礎学力が一定水準に満たない者は、2年次で展開される演習科目の履修に耐えられないと考えざるを得ないからである。また、2019年度より、1年次生のうち、共通到達度確認試験の成績が著しく低い学生についても進級を認めないこととしている。なお、1年次生の進級に関しては、年度末に進級判定会議を開催し、個々の学生について、その状況を慎重かつ具体的に検討したうえで、原級留置とするかどうかを決定している。

2年次終了時においても進級要件を設定し、2年次配当必修科目を24単位以上修得し、2年次配当必修科目（「法曹倫理」を除く。）のGPAが1.80以上であり、かつ1年次配当必修科目26単位修得していなければ、進級（3年次配当科目の履修）を認めないこととしている。

進級できなかったときは、当該年次において修得した必修科目（2年次においては1年次配当必修科目を除く。）の単位のうち、成績評価がB以下の授業科目の単位は、無効となる。

2-12 成績評価に関する問い合わせの仕組み・運用

学生が成績評価に疑義のあるときは、所定の「成績疑義」申立て期間内に、法科大学院オフィスを通じて当該科目成績評価担当教員にその疑義を申し立てることができる。その申立てを受けた担当教員は、疑義の内容の確認をして、その結果をもって、法科大学院オ

フィスを通じ、疑義を申し立てた学生に回答しなければならない。

また、上記疑義申立てとは別に、成績評価に関するオフィス・アワーを特別に設定し、成績に関する質問、答案の書き方、勉強の進め方等についても学生が担当教員に問い合わせることのできる機会としている。本研究科では、公式の成績発表に先立って定期試験の添削答案を返却する運用を行っており、定期試験実施後、程なくして答案評価等について担当教員の説明を受けることもできる。公式発表前の成績評価についても、あくまで教授会審議未了の暫定値にとどまることを説明したうえで、これを学生に告知することも、許容されている。

もともと、成績評価についての疑義への対応が担当教員かぎりの回答にとどまることは、回答の実質的適正確保の観点からも学生のための手続保障の観点からも、必ずしも妥当でない。そこで、2022年11月30日付けの教授会申合せ（「成績疑義申立ての回答に対する不服申立てに関する申合せ」（2023年3月22日改正））により、成績疑義申立ての回答に不服のある学生はその不服を法務研究科長に申し立てることができ、その不服を受けた法務研究科長は当該科目の成績評価担当教員以外の複数の専任教員に委嘱してその不服の審査に当たらせ、審査結果の報告を受けて所要の手配をすることとする制度を設けることとした。2022年度末にその初適用例があり、滞りなく所定の手続を完了した。

2-13 学生からの意見及び学習成果の検証に基づくFD活動

(1) FD活動の内容

本研究科はその開設後、直ちに、研究科内に「FD委員会」（専任教員4～5名によって構成。1名以上の実務家教員を含む。）を設置し、全学の「FD委員会」とも連携を図りつつ、その主宰下に、公開授業の実施、授業評価アンケートの調査結果資料の作成などのFD活動を行い、その成果を授業方法の改善等に役立てている。

公開授業（希望者参加型）は、年に1回、公法系、民事法系、刑事法系、応用・基礎法学分野の4分野から各1名の科目担当者（担当者は毎回別の者とし、2年程度で一巡するようにしている。）を選んで実施し、参加者は書面によって所感や意見を述べることにしている。参加実績は、各公開授業について2名から5、6名程度となっている。公開授業に寄せられた意見等及びそれに対する授業担当者のコメントが授業評価アンケートとともにまとめられた「関西大学法科大学院FD活動報告書」は、教員に電子媒体にて配付されるとともに、学生に向けてはロー・ライブラリーに紙媒体にて存置することによって公表されている。なお、FD委員会主宰の公開授業か否かにかかわらず、教員は、本研究科の各授業を自由に参観することができる。

希望者参加型公開授業に加えて、全教員（全専任教員及び希望する兼任教員・非常勤講師）参加型の公開授業も行っている。終了後は2度にわたって意見交換を行い、例えばZOOMによるオンライン授業実施時のホワイトボード機能の活用方法を共有する等、教育内容及び教育方法の改善策を全教員で共有することとしている。

さらに、大阪大学法科大学院との連携の一環として、大阪大学の授業見学会に本研究科教員が参加するほか、本研究科の公開授業にも大阪大学法科大学院の教員が参加し、意見交換を行っている。

(2) 学生や修了生の意見を聴取し、司法試験の合格状況、標準修了年限修了者数及び修了率に関する情報、修了者の進路、修了生や学生の意見を把握・分析し、学位授与方針に示した学習成果を検証し、その結果を活用していること

ア 授業評価アンケート

法務研究科内FD委員会の主宰により、原則として履修者4名以上の科目を対象に、授業内容(2項目)、教授方法(5項目)、授業による成果(3項目)、受講態度(4項目)、課題・学習支援・設備等(2項目)の計16項目についての5段階評価方式と、授業に関する意見、要望、感想などを自由記述する方式とを併用して、学生による授業評価アンケートを年に2回(春学期と秋学期各1回)実施している。5段階評価方式についてはウェブ回答を求め、自由記述方式では、回答者個人を特定できないように、提出された書面の内容を、法科大学院オフィスにて電子データに変換している。

2022年度春学期までは、履修者4名未満の科目、必修科目及び選択必修科目以外の複数担任科目、大阪大学法科大学院との連携講義、「リーガルクリニック」、「海外・国内エクスターンシップ」はアンケートの対象外とされた。2018年受審の認証評価において、学生による授業評価の対象を履修者3名以下の科目にも及ぼすことが検討されるべきものとされたため、FD委員会において検討したが、少人数クラスでの授業評価アンケート実施は、回答者が特定されやすく、自由な意見表明を難しくする懸念を拭えないことから、これを見送ることとした(2022年11月14日FD委員会決定)。「リーガルクリニック」、「海外・国内エクスターンシップ」については、履修者に守秘義務を課しているにもかかわらず、授業評価アンケートに応じるのに伴って相談者やその他の第三者の提供に係る情報をアンケートシステム上で意図せず公開してしまう危険性があり、これを排除することがアンケート実施の望ましさより優先されるべきであるとの判断に基づき、引き続き授業評価アンケートの対象外としている。他方、複数担任科目と連携講義については、2022年度秋学期より、すべての科目を授業評価アンケートの対象とすることとなった。

各科目の授業評価アンケートの回答率は、FD活動報告書記載のとおりである。新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインによる授業実施を余儀なくされた2020年度は回答率が低くなったが、QRコード提供による回答方法の簡易化など、その改善に向けた取組みを行った結果、2022年度以降の回答率は概ね新型コロナウイルス禍前の数値まで回復した。

イ 司法試験の合格状況等の把握・分析

司法試験結果については、発表後直ちに本研究科授業を担当する全教員で情報を共有し、教授会でも報告事項としたうえでその受けとめ方や展望についての検討対象としている。加えて、直近開催の法人理事会でもその報告と説明が求められ、アドバイザー・ボード

では経年変化も含めたより詳細な分析が示されてアドバイザー・ボード委員の検討・評価に付せられる。これらの分析等は教授会に還元され、カリキュラムのあり方や各教員の授業の方法等、爾後の学生指導のあり方にも反映されることになる。

また、毎年、合格者に対して「合格者アンケート」が実施される。その回答には、各科目で各自が利活用した教科書・参考書、勉強の方法、日々の時間の使い方、平素から受験に至る心構え等々が詳細に記述され、一読するだけでなにが合格に役立つのかを如実に感得理解することができるものとなっている。アンケート回答は、これを冊子体にして総覧容易なものとしたうえで、学生と全教員に配付されている。

なお、司法試験受験資格を有する修了生に対しては教授会で承認された内容に基づき、回答フォームでの調査を実施し、修了生各自の進路状況や本研究科の行う学修支援ないし就職支援への参加意向などを聴きとるよう、努めており（「修了生キャリアビジョンリサーチ」）、得られた限りの情報を集約した資料が教授会で共有され、修了生支援の基礎資料となっている。

ウ 標準修了年限で修了した学生数・割合の把握・経年的な分析

学生の修了状況については、教授会における修了審査の過程で教員に情報共有されており、各教員において、その教育成果の検証が行われている。また、標準修業年限修了率の経年的推移については、加算プログラム申請過程において、教授会で報告されるようになっている。

エ 本研究科としての「法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及び能力並びに素養」

2018年に受審した認証評価において、コアカリキュラムを「法曹として備えるべき基本的素養」の水準として採用することを教員間で合意したことを示す客観的資料がないとの指摘をうけたことから、法曹として備えるべき基本的素養の水準としてコアカリキュラムを採用することが、2019年10月23日に開催の本研究科教授会において審議・了承された。

2-14 学生の受け入れ方針に沿った入学者選抜

(1) 入学者選抜の組織体制について

入学者選抜試験に関する実施業務については、本研究科執行部と大学院入試グループが、本研究科の現状に対する率直かつ恒常的な検証に基づき年度ごとに作成する入学試験各日程の実施体制案に、教授会の審議と承認を得て、教員組織と事務組織の協力の下、その実施体制を適切に執行している。

(2) 実施している入学選抜の方法（入学試験の種類）と学生の受け入れ方との整合性

ア 学生の受け入れ方針

法科大学院制度の趣旨並びに本研究科の理念、目的及び教育目標をふまえて、本研究科は、次の3項目を学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）としている。

①大学における学部教育を通じて教養と専門的学識を十分に修得していること

②法曹養成教育を受けるための基盤的能力（読解力、思考力、文章構成力等）を備えていること

③法学既修者コースでは、①②に加えて、法律基本科目についての基本的な知識・能力を修得していること

さらに、開放性、多様性を確保するため、社会人としての経験を重視して審査を行う入試制度を設けている。

以上のような受入れ方針に適合する志願者を広く募集するために、複数回の受験機会を確保するとともに、社会人が受験しやすいように、土曜日又は日曜日に入学試験を実施している。

選抜方法及び選抜手続は、書類審査及び筆記試験・面接試験を、入試種別（法曹コース特別選抜入試・卒業見込者特別入試・一般入試・実務経験者特別入試）ごとに、また、コース（法学未修者コース・法学既修者コース）ごと適切に課して、入学者の適性を適確かつ客観的に評価できるように設定しており、筆記試験（法律科目試験及び小論文）の出題指針、面接試験の質疑事項、配点及び採点基準をあらかじめ定めている。

以上については、学生募集要項、本研究科のウェブサイトにおいて、入学志願者をはじめ広く社会に公表している。なお、筆記試験の出題趣旨は、江湖の批判と評価に耐えるべく、入試実施後の適切な時期に本研究科のウェブサイト上に公表している。

イ 入学者選抜の時期及び方法

入試種別及び受験の機会に関して、本研究科においては入学試験をS日程、A日程、B日程の3回実施しており、各日程の時期的特性に応じた入試種別の入学試験を実施している。

2025年度入学試験において、S日程は、法曹職に就こうとするモチベーションを早期に高めさせることができるよう、また、学内進学希望者のニーズ等に鑑み、A日程で実施していた法曹コース特別選抜入学試験〔開放型選抜〕（法学既修者コースのみ）を前倒して設定し、予てよりS日程で実施の卒業見込者特別入学試験（法学既修者・法学未修者両コース）とともに、2024年8月3日に選抜試験を実施した。なお、従来実施していた一般入学試験〔法学未修者・法学既修者両コース〕は、A日程以降にその実施を絞る形で、S日程においては廃止とした。

A日程は、法曹コース特別選抜入学試験〔5年一貫型教育選抜〕志願者が資格書類を取得しうる時期を勘案しつつ、社会人を含めた広範な志願者層の受験を期待して、2024年9月29日に、法曹コース特別選抜入学試験〔5年一貫型教育選抜〕（法学既修者コースのみ）・一般入学試験（法学既修者・法学未修者両コース）・実務経験者特別入学試験（法学未修者コースのみ）により、選抜試験を実施した。

B日程は、A日程後に学力向上を果たした法学未修者の受験生に対しても法科大学院の門戸を開くべく、2025年1月19日に、一般入学試験（法学未修者コース）により、選抜試験を実施した。

併願による受験は、同一日程に実施する同一入試種別の法学未修者コースと法学既修者コースの間で認められる。両コースの併願受験者は、まず法学既修者コースの合否審査を受け、そこで不合格となった場合のみ法学未修者コースの合否審査を受けることになる。S日程においては、法曹コース特別選抜入学試験〔開放型選抜〕と卒業見込者特別入学試験における法学既修者コース・法学未修者コースの一方または双方との併願が認められる（両入試種別の併願者は、それぞれの入試種別で合否審査を受けることになる。）。また、A日程においては、法曹コース特別選抜入学試験〔5年一貫型教育選抜〕と一般入学試験における法学既修者コース・法学未修者コースの一方または双方との併願も、認められる（両入試種別の併願者は、それぞれの入試種別で合否審査を受けることになる。）。

法学未修者コースの選抜では、本研究科1年次の教育を受けるに相応しい思考力等を問う試験を行い、法学既修者コースの選抜では、本研究科2年次の教育を受けるに相応しい思考力等並びに法的知識及び法学的素養を問う試験を行うことにより、各コースの趣旨に即した選抜試験を実施している。

以下、各日程の入試細目について、本報告書の目的に適う範囲で記載する。

S日程 卒業見込者特別入学試験及び法曹コース特別選抜入学試験〔開放型選抜〕を実施している。

（1）卒業見込者特別入学試験は、特に本研究科への進学を強く希望する優秀な大学卒業見込者（早期卒業見込者を含む。）の受験を期待して行う。

卒業見込者特別入学試験における法学未修者コースについては、書類審査（学業成績を評価対象とする。以下、実務経験者特別入学試験を除き同様とする。）に加え、筆記試験（小論文）及び面接試験により選考している。筆記試験（小論文）では、社会一般に関する文献を読ませて、設問に対して論述させることにより、法曹養成教育を受けるための基盤的能力（読解力、思考力、文章構成力等）の水準を評価している。かかる評価目的に適合した長文の読解とこれを前提とした設問への論述解答を求めるものであり、法律知識を問うところはない（以下、他の法学未修者コースの入学試験における筆記試験（小論文）も同様の趣旨で実施している。）。

卒業見込者特別入学試験における法学既修者コースについては、書類審査に加え、筆記試験（法律科目試験〔憲法、民法・商法、刑法〕。主として、代表的かつ基本的な議論に関し、法文及び判例通説の理解ないしその応用能力を問う論述式試験とする。以下、他に行う法律科目試験も同様の科目による。）により選考している。

（2）法曹コース特別選抜入学試験〔開放型選抜〕（法学既修者コース）は、本研究科への進学を強く希望する各大学法学部の3年次に在学する者または4年次に在籍する者で、所属する大学の法曹コース修了要件を満たす卒業見込者を対象にしており、書類審査、筆記試験（法律科目試験）及び面接試験により選考している。

A日程 一般入学試験、法曹コース特別選抜入学試験〔5年一貫型教育選抜〕及び実務経験者特別入学試験を実施している。

(1) 一般入学試験では、大学卒業見込者（早期卒業見込者を含む。）、飛び級、大学卒業生、社会人など、多様なバックグラウンドを持って法曹を志す者の受験を期待している（以下、他日程における一般入学試験も同様。）。一般入学試験における法学未修者コースについては、書類審査に加え筆記試験（小論文）及び面接試験により選考している。一般入学試験における法学既修者コースについては、書類審査及び筆記試験（法律科目試験）により選考している。

(2) 法曹コース特別選抜入学試験〔5年一貫型教育選抜〕（法学既修者コース）は、本研究科への進学を強く希望する各大学法学部の3年次に在学する者または4年次に在籍する者で、所属する大学（本研究科と法曹養成連携協定を締結している大学）の法曹コース修了要件を満たす卒業見込者を対象にしており、書類審査及び面接試験により選考している。

なお、本研究科が法曹養成連携協定を締結しているのは、現在のところ、本学法学部との間だけである。これは、5年一貫型教育選抜が筆記試験を用いないこととの関係で、法曹コースの教育に対する本研究科なりの主体的・恒常的・具体的な関与なくしては5年一貫型教育選抜による選考の適正を担保することが困難である、との考え方に立つ結果であり、決してその余の意図を包蔵するものではない。

(3) 実務経験者特別入学試験（法学未修者コースのみ）は、学業成績に加え志望理由及び実務経験を評価対象とする書類審査、筆記試験（小論文）並びに面接試験によって、選考を行っている。

B日程 一般入学試験の法学未修者コースのみを実施し、書類審査及び面接試験（面接室にて1,000字程度以上の長文を読ませた上で、設問に対する事案解決能力、論理的な思考力、表現力、理解力などを総合的に評価する。）によって、選考を行っている。

なお、各日程において、早期卒業見込者としての出願により本研究科に入学するには、本研究科入学時に所属大学所定の早期卒業要件を満たしている必要があること、また、飛び級により入学試験に合格して本研究科に入学する場合は、所属大学を3年次終了時点で退学して法科大学院へ進学することになるため所属大学から卒業資格が与えられないことを、学生募集要項に明記して注意喚起している。

(3) 選抜基準の明確化、入学選抜の公正性の確保

入学試験の採点方法は、次のとおりである。

筆記試験に関しては、小論文試験（法学未修者コース）又は法律科目試験（法学既修者コース）を実施している。

小論文試験は、社会一般に関する文献を題材にして、法曹養成教育を受けるための基盤的能力（読解力、思考力、文章構成力等）を問うものである。

法律科目試験は、本研究科1年次配当必修科目（「行政法総論」を除く。）を履修したものとみなされて本研究科2年次の教育を受けるに相応しい水準まで思考力等並びに法的

知識及び法学的素養を備えているかの判定を目的とし、その目的に適う難易度の問題が、各日程の科目ごとに複数の専門教員の協議によって作成されている。

法律科目試験の出題にあたっては、本学法学部の定期試験との重複により受験者間の不公平を生じないように、出題者が本学法学部の定期試験問題集をチェックしている。ただし、このことは、本学法学部の定期試験との重複が絶対的に忌避されることを意味しない。仮にそのような忌避を規範化するときには、本研究科入学試験の出題は本学法学部の定期試験と重複しない範囲で行われるものとの予測を可能ならしめることとなり、重複による不公平と同等の不公平がもたらされるからである。したがって、本研究科入学試験における法律科目試験の出題は、結局、本学法学部の定期試験を参酌して受験者間の不公平を生じないように留意しつつ、本研究科のアドミッション・ポリシーを重んじて、主体的観点から考案されることとなっている。

筆記試験答案の採点は、あらかじめ定めた採点基準に従って、1通を2名の採点者がそれぞれ採点し、所要の範囲の採点者間協議を経て、両者の採点値を平均して算出することとし、客観性・公平性の確保徹底を図っている。

また、入学後の学修に著しい支障が生じることがないように、法学既修者コースの筆記試験（法律科目試験）については、それぞれの試験科目（憲法、民法、商法、刑法）ごとに配点の20%（法曹コース特別選抜入学試験〔開放型選抜〕では30%）を基準点として設定し、得点が基準点未満となる科目が1科目でもある場合には、合計得点に関係なく不合格（法曹コース特別選抜入学試験〔開放型選抜〕では「原則として不合格」）としている。以上の選抜基準は、学生募集要項に明記している。なお、本研究科入学志願者の学力の実状に鑑み、2024年度入試（2023年度実施）からは、「商法」試験の得点が基準点未満であってもそれだけで直ちに不合格とはせず、合計得点によって合格となる余地を残したうえで、たとえ合格しても「商法」の単位は取得したとみなさないものとしている（法曹コース特別選抜入学試験〔開放型選抜〕の場合を除く。）。

面接試験は、あらかじめ教授会で承認された面接要領及び面接質問項目に従い、2名の面接委員により面接を実施し、審査を行っている。法曹コース特別選抜入学試験（法学既修者コース）の面接試験においては、法曹コースでの勉学状況等に関する質疑応答を通じて、司法試験合格を経て本研究科の教育理念に沿った実務法曹たりうるための基盤的素養を評価する。一般入学試験及び卒業見込者特別入学試験の面接試験（いずれも法学未修者コース）においては、コミュニケーション能力・理解力・表現力等を総合的に勘案し、もって本研究科入学後の円滑な学修進捗への基盤的適性を評価する。以上全ての面接試験を通じて、思想、生活信条、支持政党、加入団体、宗教及び性別等に関する質問はこれをしてはならないものとする運用を定め、受験者の人的尊厳への尊重を確保している。

2-15 定員管理及び適切な受け入れに向けた措置

(1) 定員管理を行うための仕組み・体制

入学試験における2倍以上の競争倍率の維持と入学定員充足率の確保という二律を共に達成するとともに、司法試験合格に向けての一定の見込みを確保するため、本研究科執行部及び教授会において、近年の入学試験合格者数に対する入学手続率の推移のほか、入試成績と入学後の学業成績との相関関係等を参酌し、もって可否を判定することにより、定員管理の適正に努めている。

(2) 入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率、競争倍率の把握、分析

過去3カ年度の入学者数及び2025年5月1日現在の在籍学生数は次のとおりである。

ア 入学者数

入学定員	2023年度	2024年度	2025年度
40名	53名	33名	49名

イ 在籍者数 (2025年5月1日現在)

学年	区分	人数	合計
1年	未修者	32名 (含残留者17名)	32名
	既修者	0名	
2年	未修者	17名 (含残留者6名)	55名
	既修者	38名 (含残留者4名)	
3年	未修者	13名 (含残留者0名)	23名
	既修者	10名 (含残留者3名)	
全学年合計 [収容定員総数：120名]			110名

※残留者には休学のため原級留置となった者は含まない。

以上のように、本研究科における2025年度の入学者数は49名、総在籍学生数は110名であり、収容定員120名に対して10名不足している状況である。今後、収容定員総数充足に至るべく、諸般の施策を講じていく予定である。

ウ 競争倍率

過去5年間の入学試験の競争倍率は以下のとおりである。

年度	2025	2024	2023	2022	2021
競争倍率	2.66	6.24	2.62	2.41	2.13

これによれば、各年度の入学試験の競争倍率は2倍以上を維持している。

2-16 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮

本研究科は、開放性、多様性を確保するために、社会人が受験しやすいように、全日程の入学試験を土曜日又は日曜日に実施している。

また、法学未修者コースに若干名の「実務経験者」特別枠を設けて、さまざまな分野の専門知識・経験を有し、実際に社会で活躍している実務経験者を対象とする「実務経験者特別入学試験」（法学未修者コース）をA日程において実施している。A日程の一般入学試験（法学未修者コース）と共通の筆記試験（小論文）及び面接試験により選考しているが、書類審査に関しては、学業成績に加え志望理由及び実務経験（専門資格に関する証明書、実務経験に関する確認書、実務経験に関する第三者による証明書または推薦書等）を評価対象としており、実務経験等に関して格別に考慮し、社会人としての経験を重視した可否審査が行われる。

2023年度は16名、2024年度は4名、2025年度は8名の社会人が入学している。入学選抜の実施状況については、法学以外の課程履修者または実務経験者等の割合を含めて、本研究科ウェブサイトにおいて公表している。

なお、本研究科における「社会人」とは、文部科学省の法科大学院公的支援見直し・強化の基礎額算定基準の指標における「社会人」の定義に基づいて、「法科大学院の出願資格を有し、入学時点において大学卒業後1年以上経過し、その間社会経験（官公庁・会社などにおける勤務経験〔パート・アルバイト等も含む〕、自営業者としての経験、その他の社会活動〔ボランティアや家事専従など〕）を有する者」と定義する。また、「非法学部出身者」とは、「出身学部・学科において、修得した（履修中を含む）専門科目の単位数のうち実定法科目以外の科目の占める割合が3分の2以上である者」と定義する。これらの定義については学生募集要項に明記している。

2-17 入学者の適性・能力等の客観的評価

(1) 入学者の適性、能力等の適確かつ客観的な評価

入試種別ごとの試験科目及び配点は以下のとおりである。

- ・法曹コース特別選抜入学試験〔5年一貫型選抜〕（法学既修者コース）は、書類審査（学業成績をもとに計算した得点）〔150点〕と面接試験〔50点〕により選考している。面接試験に関しては、法曹コースでの勉学状況等に関する質疑応答を通じて、司法試験合格を経て本研究科の教育理念に沿った実務法曹たりうるための基盤的素養を評価する。
- ・法曹コース特別選抜入学試験〔開放型選抜〕（法学既修者コース）は、書類審査（学業成績をもとに計算した得点）〔150点〕と筆記試験（法律科目試験：憲法〔100点〕、民法〔100点〕・商法〔50点〕、刑法〔100点〕）〔計350点〕及び面接試験〔100点〕により選考している（なお、法律科目試験の各科目について、配点の30%を基準点として設定し、いずれか1科目でも得点が基準点未満となるときは、合計得点に関わらず、原則として不合格とする。）。筆記試験（法律科目試験）は、主

として、代表的かつ基本的な論点に関し、法文及び判例・通説の理解ないしその応用能力を問う論述式試験である（教授会申合せによる出題指針。以下、一般入学試験及び卒業見込者特別入学試験の法律科目試験においても同様である。）。面接試験に関しては、法曹コースでの勉学状況等に関する質疑を通じて、司法試験合格を経て本研究科の教育理念に沿った実務法曹たりうるための基盤的素養を評価する。

- 一般入学試験（法学既修者コース）は、書類審査（学業成績をもとに計算した得点）[100点]と筆記試験（法律科目試験：憲法[100点]、民法[100点]・商法[50点]、刑法[100点]）[計350点]により選考している（なお、法律科目試験の各科目について、配点の20%を基準点として設定し、いずれか1科目でも得点が基準点未満となる場合は、合計得点に関わらず、不合格とする。ただし、2022年度教授会議決により、2023年度実施の2024年度入試以降は、「商法」の得点が基準点未満であるだけでは直ちに不合格とせず、合計得点が合格最低点以上であるときは合格とするが、「商法」の単位はこれを取得したものとみなさない扱いとすることとした。以下、卒業見込者特別入学試験においても同様である。）。書類審査に関しては、法曹コース修了（見込）者に、法曹コースのプロセス教育を履修したことを考慮し、特別評価として30点を加点する（ただし、書類審査の合計点は100点を超えないものとする。）。なお、法曹コース加点に関して、前回の認証評価結果において公平性の観点から課題として指摘されたことを踏まえ、2024年度教授会議決により、2025年度実施の2026年度入試から加点を10点へと変更した。法曹コースが創設された当初、志願促進と制度定着を図る政策的理由から加点措置を設けたが、現在では、法科大学院進学を志望する本学法学部生に概ね定着したことから、同措置はその役割を終えつつあり、段階的廃止の途上にある。
- 一般入学試験（法学未修者コース）は、書類審査（学業成績をもとに計算した得点）[100点]と筆記試験（小論文）[150点]及び面接試験[50点]により選考している。書類審査に関しては、法曹コース修了（見込）者に、法曹コースのプロセス教育を履修したことを考慮し、特別評価として30点を加点する（ただし、書類審査の合計点は100点を超えないものとする。）。なお、法曹コース加点に関して、前回の認証評価結果において法学未修者を広く受け入れる制度趣旨及び公平性の観点から課題として指摘されたことを踏まえ、2024年度教授会議決により、2025年度実施の2026年度入試から加点を廃止した。筆記試験（小論文）は、社会一般に関する文献を題材にして、法曹養成教育を受けるための基盤的能力（読解力、思考力、文章構成力等）を問う論述式試験である（以下、他の入試種別における筆記試験（小論文）においても同様である。）。面接試験に関しては、コミュニケーション能力・理解力・表現力等を総合的に勘案し、もって本研究科入学後の円滑な学修進捗への基盤的適性を評価する。
- 卒業見込者特別入学試験（法学既修者コース）は、書類審査（学業成績をもとに計算

した得点) [300点(2024年度教授会議決により、2025年度実施の2026年度入試から200点に変更した。)]と筆記試験(法律科目試験:憲法[100点]、民法[100点]・商法[50点]、刑法[100点])[計350点]により選考している。書類審査に関しては、法曹コース修了(見込)者に、法曹コースのプロセス教育を履修したことを考慮し、特別評価として90点を加点する(ただし、書類審査の合計点は300点を超えないものとする。)。なお、法曹コース加点に関して、前回の認証評価結果において公平性の観点から課題として指摘されたことを踏まえ、2024年度教授会議決により、2025年度実施の2026年度入試から加点を20点へと変更した。法曹コースが創設された当初、志願促進と制度定着を図る政策的理由から加点措置を設けたが、現在では、法科大学院進学を志望する本学法学部生に概ね定着したことから、同措置はその役割を終えつつあり、段階的廃止の途上にある。

- ・卒業見込者特別入学試験(法学未修者コース)は、書類審査(学業成績をもとに計算した得点)[150点]と筆記試験(小論文)[100点]及び面接試験[50点]により選考している。書類審査に関しては、法曹コース修了(見込)者に、法曹コースのプロセス教育を履修したことを考慮し、特別評価として45点を加点する(ただし、書類審査の合計点は150点を超えないものとする。)。なお、法曹コース加点に関して、前回の認証評価結果において法学未修者を広く受け入れる制度趣旨及び公平性の観点から課題として指摘されたことを踏まえ、2024年度教授会議決により、2025年度実施の2026年度入試から加点を廃止した。面接試験に関しては、学部での勉学状況等に関する質疑を行い、コミュニケーション能力・理解力・表現力等を総合的に勘案し、もって本研究科入学後の円滑な学修進捗への基盤的適性を評価する。
- ・実務経験者特別入学試験(法学未修者コース)は、書類審査(学業成績をもとに計算した得点[40点]、志望理由の得点[30点]、実務経験の得点[30点])[計100点]と筆記試験(小論文)[100点]及び面接試験[50点]を内容とする。面接試験に関しては、設問に対する事案解決能力、論理的な思考力、表現力、理解力などを総合的に評価する。

以上のように、選抜方法及び選抜手続は、各入試種別において書類審査及び筆記試験・面接試験を法学未修者と法学既修者のコースごとに適切に組み合わせて構築され、また、筆記試験の出題指針、面接試験の質疑事項、配点及び採点基準も入試種別ごとに定められ、もって本研究科入学試験は、全体的統一性を保持しながら、志願者の適性を適確かつ客観的に評価できるものとなっている。

(2) 法学未修者に対する入学者選抜方法の工夫、「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」の遵守

全ての入試種別において書類審査を行っており、法学未修者を対象とする一般入学試験、卒業見込者特別入学試験及び実務経験者特別入学試験では、筆記試験(小論文)と面接試験の組み合わせによる選抜を行っている。筆記試験(小論文)では、単なる知識等を試す

のではなく、社会一般に関する文献を読解させて設問に対し自らの考察を論述させることにより、法曹養成教育を受けるための基盤的能力である読解力、思考力、文章構成力等の能力審査を行っている。面接試験では、法曹を志望する理由、大学院修了後の法曹としての将来像、大学における学修状況や課外活動等について質問し、法曹としての適性との関連において人物審査を行い、その質疑応答の過程においてコミュニケーション能力、理解力、表現力等の能力審査を行っている。

以上のように、本研究科の法学未修者コースの選抜方法は、法科大学院法学未修者等選抜ガイドラインを遵守するものとなっている。

2-18 法学既修者の認定

本研究科は、本研究科入学試験時に行う法律科目試験に合格した者につき、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」（以下、「法科大学院学則」という。）11条1項により、1年次に必修科目として配当される法律基本科目から「行政法総論」を除く11科目24単位（憲法Ⅰ〔2単位〕、憲法Ⅱ〔2単位〕、刑法Ⅰ〔2単位〕、刑法Ⅱ〔2単位〕、民法Ⅰ〔2単位〕、民法Ⅱ〔2単位〕、民法Ⅲ〔2単位〕、民法Ⅳ〔2単位〕、民法Ⅴ〔2単位〕、民法Ⅵ〔2単位〕、商法〔4単位〕）を修得したものとみなすことができる（「行政法総論」2単位は、2年次配当の「刑事訴訟法」2単位とともに、法科大学院学則11条2項により、履修免除試験時に行う法律科目試験に合格した者につき、その単位を修得したものとみなすことができる。）。これにより、法学既修者は、修業年限が法科大学院の本来の標準修業年限である3年から1年間短縮される利益を付与されることになる（法科大学院学則3条1項・2項）。本研究科では、学業成績と司法試験合格実績との相関関係等に表れた学生の学力実態が、修業年限を法学未修者コース3年・法学既修者コース2年として固定することにもはや適合しないことを直視し、2022年度教授会における審議議決により、法学既修者が自らの意思に基づき科目修得擬制及び修業年限短縮の利益をその選択する一定範囲において放棄して、1年次配当必修科目の一部分野につき法科大学院本来のプロセス教育を受けるとともに、修業年限を3年とすることを本研究科において許可できるとする制度（法学既修者長期履修制度）を、2024年度入学生から適用している（法科大学院学則3条4項）。このことに関し法令上及び教育課程上の支障がないか、事前に文部科学省専門教育課専門職大学院室に照会・相談した結果、2023年1月18日付で「当省からは特段意見等はありません。」との回答を得ている。なお、入学前の既修得単位等の認定及び他の大学院における修得単位の認定と合わせて、みなし修得単位数は37単位を上限としている（法科大学院学則13条）。

法学既修者コースを対象とする一般入学試験、卒業見込者特別入学試験及び法曹コース特別選抜入学試験〔開放型選抜〕は、憲法〔100点〕、民法〔100点〕・商法〔50点〕、刑法〔100点〕について筆記試験を課しており、これらの試験科目は1年次配当の法律基本科目群の必修科目に相当する。各科目の問題はすべて論述式であり、これにより法的な

理解・思考・文章構成の能力を評価し、合否判定は、法律科目試験の合計点と書類審査を総合して行っている。また、法律科目試験の各科目について配点の 20%の得点（法曹コース特別選抜入学試験〔開放型選抜〕においては 30%とする。）を基準点として設定し、得点が基準点未満となる科目が 1 科目でもある場合には、合計得点に関係なく不合格としている（ただし、商法が基準点に抵触する場合であっても、合計得点が合格最低点以上であるときは合格とするが、1 年次配当必修科目「法律基本科目 A」の「商法」の単位は取得したものとみなさない。）。法曹コース特別選抜入学試験〔開放型選抜〕では、得点が基準点未満となる科目が 1 科目でもある場合には、「原則として不合格」としている。

筆記試験（法律科目試験）を課さない法曹コース特別選抜入学試験〔5 年一貫型教育選抜〕においては、出願資格として、法曹養成連携協定を締結した関西大学法学部の法曹コースの修了要件を満たして卒業見込みであるだけでなく、受験年度春学期までの通算 GPA が 3.15 以上であり、「事例講義憲法（法曹）」、「事例講義民事法（法曹）」、「事例講義刑事法（法曹）」、「展開講義（リーガルリテラシー 1）」、「展開講義（リーガルリテラシー 2）」、「発展演習民法（法曹）」及び「発展演習憲法（法曹）」または「発展演習刑法（法曹）」のいずれかの科目を修得し、それらの GPA が 3.50 以上であることを求めており、学部における履修状況を成績証明書により確認して書類審査を行っている。

以上のように、本研究科における法学既修者の認定は、適切な基準・方法に基づき、公正に実施している。

2-19 多様な学生が学習を行うための支援体制の整備

（1）学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制

本学は、学生の心身の健康の保持のため、各キャンパスに所在する保健管理センターにおいて毎年 4 月に定期健康診断を実施しているほか、本研究科と同じキャンパス内に所在する保険管理センター内の第一診療所において、月曜日から金曜日までの午前 9：30～12：00 及び午後 13：30～15：30 の時間帯に、日常的傷病についての保険診療や心身の健康についての医療相談の機会を提供している（土曜日・日曜日・国民の祝日は休診）。また、とくに精神面での健康の維持・増進を図るため、各キャンパス内に心理相談室を設置し、専門のコウンセラー（公認心理師・臨床心理士など）に相談可能な体制を整えている。

さらに、学生相談・支援センター及び学生相談室が、学生生活における総合的な相談窓口として機能している。

以上に加え、本研究科としても、クラス担任による学生面談や学生側からの学生相談主事その他の教員への相談等々の機会を通じて教員が個々の学生の心身両面の健康状況について得た情報は、所要の保秘を前提に、毎回の教授会において教員が共有し、学生に対する安全配慮に遺漏なきを期している。

（2）各種ハラスメントに関する規程の整備

本学は、大学全体としてハラスメントに対応すべく、2009 年度制定の「関西大学ハラス

メント防止に関する規程」及び2010年度制定の「関西大学ハラスメント防止ガイドライン」において、各種ハラスメント（上記規定及びガイドラインはセクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児休業・介護休業等に関するハラスメント、その他のハラスメントについて定義している。）を防止するための措置及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置について必要な事項を定めている。ハラスメントに関する全学的な相談体制として、学内の相談員（教職員）23名と学外の専門家2名からなる相談窓口を設けており、学外専門家による相談窓口は、火曜日から金曜日までの午前9:30～12:00の時間帯で相談を受け付けており、学内相談員への相談は、各相談員の研究室及び事務室において随時受け付けている。対面での相談以外にも、ハラスメント相談室ウェブサイト上のフォーマットを介しての相談、各相談員への電子メールや電話による相談、学生センター内学生相談室の利用による相談など、相談者がその事情に応じた方法をとることができるように備えている。学生には、掲示やリーフレット及び大学のウェブサイトを通じて、ハラスメント防止の重要性とともに上記ガイドラインの概要、相談窓口・相談の流れを周知している。

加えて、本研究科としても、毎年、新入生オリエンテーションの機会にそれら事項に関する説明会を開催しているほか、本研究科内に1名の教員をもってハラスメント相談員を配置している。本研究科学生は、ハラスメント相談を行うに際し、大学全体のルートと法科大学院内相談員のルートとのいずれか一方を選択し又は双方を重複して利用することができる。

（3）経済的な支援体制の整備・運用

本研究科における給付奨学金として、入試種別及び入学試験成績を参酌して授業料の全額または半額相当額を給付する「関西大学法科大学院給付奨学金」がある。入学2年目以降の給付対象者は、各前年度の学業成績を参酌して決定する。2025年度入学者への奨学金給付の実績は、全額相当額の給付を受ける者は41名、半額相当額の給付を受ける者は7名であった。

また、原級留置の者を除いて、上記の給付奨学金の対象にならなかった在學生（在学年数が学則に規定する修業年限を超えていない者）に対しては、学費の実質負担額を国立大学の授業料負担と同水準にすることを目的として、その差額に当たる年間40万6,000円を給付する「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学習奨励金」がある。2025年度の入学者が学習奨励金を受けた実績は1名であった。

学外の奨学金として、「公益財団法人小野奨学会・法科大学院給付奨学金」及び「公益財団法人千賀法曹育英会奨学金」があり、いずれでも学内選考により受給候補者が推薦される。前者は月額7万円を給付し（2025年度は採用者1名）、後者は月額3万円の給付と月額7万円の貸与を行うものである（2025年度採用者1名）。

各種奨学金の2023年度から2025年度までの実績は、以下のとおりである。

法科大学院に係る奨学生実績推移

奨学金種別

(実績額単位：千円)

学内学外 制度区分	給付・貸与 区分	奨学金名称	2023年度		2024年度		2025年度（見込）	
			人数	実績額	人数	実績額	人数	実績額
学内	貸与	関西大学短期貸付金	0	0	0	0	0	0
	給付	関西大学法科大学院 給付奨学金	69	71,975	39	40,190	64	71,210
	給付	関西大学法科大学院 学習奨励金	17	9,002	36	17,607	15	8,190
学外	貸与	日本学生支援機構 第一種奨学金	22	—	35	—	36	—
	貸与	日本学生支援機構 第二種奨学金	7	—	11	—	9	—
	貸与	日本学生支援機構 授業料後払い制度			1		2	
	給付	小野奨学会	1	720	0	—	1	720
	給付・貸与	千賀法曹育英会	1	給付 360 貸与 840	1	給付 360 貸与 840	1	給付 360 貸与 840

(注) 日本学生支援機構奨学金については、貸与単価が複数あり、途中変更もあるため、人数だけの推移に留めた。

また、実績については、2025年10月1日現在のものである。

(4) 障がいのある者への配慮事例

身体の機能に障がいがある者には、入学試験時や入学後の学習に際して合理的配慮を行う用意を整え、学生募集要項及び大学のウェブサイトにもその旨を記載して受験生に周知している。身体障がい者のための施設・設備の整備としては、身体障がい者用エレベーターやスロープの設置、固定式の机・椅子を備えた教室への車椅子用の机の設置、身体障がい者用トイレの各階設置、以文館前駐車スペース確保などにより、本研究科関連施設（以文館・尚文館）のバリアフリー化を進めている。

また、「学生相談・支援センター」が、障がいのある学生に対し、他の学生と同等の条件で修学できるように正課授業や試験を中心に支援を行っている。同センターには障がい学生支援コーディネーターや専門委員が配置され、各学部・研究科、授業担任者、関係部局と組織的に連携しながら、研修を受けた学生支援スタッフによる受講支援を中心に障がいの種別や程度に応じた修学支援（パソコンテイク、ノートテイク、点訳など）を行って

いる。日常支援の方法として、学期開始前等の学生の意見聴取の際に、修学関係以外の事項についても懇談を行っており、必要があれば、父母等との懇談も随時行うこととしている。就職支援についても、担当者を配置し、採用情報の収集及び個別対応を行っている。

2-20 予習・復習に係る相談・支援や正課外での学習支援

(1) アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による予習・復習等に係る相談・支援を行っていること。

ア アカデミック・アドバイザー、ティーチング・アシスタント

本研究科では、これまでもアカデミック・アドバイザー（多くが本研究科出身の若手弁護士であるが、それに限らない。）が、法律基本科目について、法的文書作成能力の養成（3年次生・修了生対象）あるいは正規授業の補完（1年次生・2年次生対象）を目的とする「特別演習」により正課外学習支援を行ってきたが、2022年度よりその態勢を一新したので、これについては項を改めて述べる。

また、本学大学院法学研究科博士後期課程修了者と本研究科修了者で人物・成績ともに優秀と認めるもの（司法試験合格発表後は、司法試験合格者で人物・成績ともに優秀と認めるもの）をティーチング・アシスタントに採用し、自主的勉強会の企画や学生からの質問・相談などに応じる学習支援を行っている。また、大阪大学法科大学院との連携の一環として、2017年度から2024年度まで、大阪大学法科大学院修了者にティーチング・アシスタントを委嘱して学習支援に携わってもらっていた。

イ 「特別演習」

本研究科では、アカデミック・アドバイザーによる課外講座として「特別演習」を実施している。本研究科の「特別演習」の内容・実施方法等は、全て、専任教員で構成する本研究科教育推進委員会で決定され、正規授業を補完して実践的な論述力を養成する取組みとして重要な役割を果たしてきた。しかし、法人側からコスト削減を求められたこともあり、教育資源の集約による教育効果の最大化を目的として、本研究科教育推進委員会の検討及び教授会の議を経て、2022年度より、以下のように態勢を一新し、正規授業との連携を強化した。

- ① 1年次生については、「基礎演習」を開設し、共通到達度確認試験において平均偏差値 55 以上・上位偏差値 65 以上となることを目標に、司法試験短答式既出問題・共通到達度確認試験既出問題等を素材として、実務法曹たるために求められる基礎的知識の理解を得させ、また、その修得方法を会得させるものとする。
- ② 2年次生については、「論文試験対策演習・入門型」を開設し、司法試験・予備試験論述式既出問題、正規授業での試験問題等を素材とし、その趣旨及び趣旨把握の要諦の解説を行い、実務法曹たるために求められる基礎的知識を確認させつつ法的応答と法的文章作成の能力基盤を固めさせるものとする。
- ③ 3年次生・修了生については、「論文試験対策演習・実践型」を開設し、司法試験論

述式既出問題、正課授業での試験問題等を素材とし、法的応答と法的文章作成の能力を向上させる。

- ④いずれの「特別演習」も、正課授業との有機的連携のために対応科目専攻の本研究科専任教員がアカデミック・アドバイザーをサポートする体制の下に置かれ、具体的な実施計画はサポート教員とアカデミック・アドバイザーとの協議を経て作成されるとともに、特別演習受講生の出欠や練度の状況はサポート教員側にフィードバックされている。そのうえで、「特別演習」の実施状況は、教授会に報告されて、本研究科専任教員全員がその情報を共有している。また、「特別演習」の実施状況や包括的成果を検討し、本研究科の教育理念を共有しながら「特別演習」のあり方を将来に向けて見直すため、アカデミック・アドバイザーと本研究科専任教員との間で定期的に意見交換会が開かれている。

(2) 正課外の学習支援については法科大学院制度の理念に沿って過度に司法試験受験対策に偏していないこと

1年次生を対象とする「基礎演習」、2年次生を対象とする「論文試験対策演習・入門型」、3年次生・修了生対象の「論文試験対策演習・実践型」は、前項記述のように、実務法曹たるために求められる基礎的な知識とその修得方法を会得させ、これらを確認しつつ、法的応答と法的文章作成の能力の基礎を固め、さらにこれらを向上させることを目的としている。これらの「特別演習」は、全体として、本研究科専任教員と連携し、そのコントロールの下に、本研究科の教育理念を共有しながら、実務法曹養成プロセスを段階的に一層実質化しようとするものであり、司法試験既出問題等はこれをその格好の素材として活用しているにすぎないのであって、司法試験既出問題の技術的解法の伝授その他の過度な司法試験受験対策に偏する性格を一切持たない。

なお、上記に加えて、長期休暇中に補充的な演習も行うが、その目的と内容は、上記の入門型ないし実践型の「論文試験対策演習」に準じたものであり、司法試験受験対策に偏する性格を一切持たないことには変わりはない。

2008年度の認証評価において、「答案練習会を行う受験指導に偏したものとなるおそれがないとは言えない」と指摘されていたことを真摯に受けとめ、本研究科専任教員とアカデミック・アドバイザーとの定期意見交換会が開催されるようになり、また、先に述べたように、各科目の「特別演習」について専任教員がサポート教員としてコントロールする体制を明確にするようになった。このように、正課授業とともに、「特別演習」は、本研究科の教育理念の実践の場となっており、過度に司法試験受験対策に偏したものの誤解を受ける余地は排せられた。

2-21 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等

本研究科は、クラス担任制を導入し、全学生を対象として、クラス担任の各教員による定期的な面談を実施している。この面談によって学生の学習・生活上の不安等に関する相

談に対応して助言や情報提供を行い、成績不良に陥りそうな学生の早期把握と指導に努めている。その際、学生状況の全体的な把握と分析に必要な範囲で、面談結果を記録した「学生カルテ」を作成してこれを本研究科全員で共有している。また、成績不良者については、個別に面談し、指導を行っている。これらの指導等に資するため、教授会において、全学生の成績状況資料を本研究科専任教員全員に配付している。

休学または退学の相談・申出に対しては、本研究科執行部構成員及び学事局学部・大学院事務グループがその職分に応じて対応し、休退学意思が流動的である間にも毎回の教授会においてその情報を学生状況把握の一環として共有しつつ、書面による休退学の願出があった場合には、教授会の議により、その理由の可否及び休退学の可否を決している。

なお、休学希望者が、将来の復学を希望する場合には、休学期間中も自習室等の施設利用を認め、復学に備えた学習を支援している。さらに、休学期間が満了するまでの適宜の時期に、復学意思が維持されているかどうかを確認し、必要に応じて面談を実施している。

2-22 学生が自主的に学習できるスペースの整備

学生の自習スペースとして以文館及び尚文館に学習キャレル 142 席を設置し、現在すべての在学生に対して 24 時間利用可能な自習スペースを確保している。その内 12 席は、女性専用自習室内に設置されており、女性学生が安心して学習できる環境となっている。また、以文館には、ロー・ライブラリー及び学生談話室が設けられ、文献参照を要する学習や学生相互に議論することができる場として提供されている。

さらに、2012 年度から、司法試験受験資格を有する修了生に対して、自習室利用を認めることとした。

自習室の設備としては、個人用学習キャレル及び個人ロッカーを貸与し、キャレルには情報コンセント、書棚、蛍光灯が付設されている。なお、以文館内のほぼ全ての学習スペースに、無線 LAN が整備されている。

2-23 図書の整備及び学生に配慮した利用環境

本研究科の教員及び学生は、総合図書館、法学部資料室及びロー・ライブラリーのそれぞれに所蔵する図書を利用することができる。

総合図書館は、本学における「学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供」することを目的としており、多岐にわたる分野の約 220 万冊の図書を所蔵している。総合図書館の基本的な図書の選定収集に意見を供する図書委員には、法科大学院からも専任教員 1 名が選任派遣されている。総合図書館及び学内関係諸機関の所蔵書誌目録情報は、学内外からインターネットを通じて検索可能である。加えて、総合図書館は、メディアの多様化に対応しうる図書館をめざして、電子ジャーナルの導入及び文献・情報データベースの有効利用を図っている。

法学部資料室においては、判例集や法学関係の雑誌（新刊及びバックナンバー）、デー

データベースCD-ROMやDVDを取り揃えて研究・学習の用に供している。

ロー・ライブラリーは、本研究科学生用の開架式図書室であり、法曹養成に必要な判例集・基本法律図書・一般法律雑誌のほか、分野別法律雑誌、各学会の機関誌等を備えている。配架される図書の購入は、毎月、法律系図書の新刊を対象に、専任教員による選定意見をもとに決定される。また、学生からの配架要望にも、図書委員ないしは該当分野の教員の意見を得た上で、柔軟に対応している。なお、閲覧・自習スペースを維持しつつ、配架書棚の増設や、旧版図書・電磁的閲覧可能雑誌の整理により、配架スペースの確保を行っている。

総合図書館の開館時間は授業期間中は9時から22時、休業期間中においては10時から20時である。法学部資料室は、授業期間中の9時から17時まで利用することができる。ロー・ライブラリーは、年間を通じて7時から23時までの利用が可能である。

2-24 情報インフラストラクチャーの整備

以文館では、地下1階・2階の全ての教室及び自習室に無線LANが整備されており、学生が持参するデバイスをネットワークに接続することができる。教室には前面にプロジェクタースクリーンを設置するなど、電子機器の利用による講義をすることもでき、各座席にノートパソコンを備え付けた教室もある。尚文館では、自習室にネットワークに接続したパソコン及びプリンター等が設置されている。

学生は、これらのデバイスを利用して、資料・情報の収集、インフォメーションシステムやLMSによる事務連絡・授業連絡の確認、教員への質問、レポートの作成・提出などを行うことができる。

法律関係情報コンテンツに関しては、TKCロー・ライブラリー、LLI統合型法律情報システムが利用可能であり、学生ごとに供与されたID・パスワードにより学内外から判例・法律関係雑誌記事などの法律情報にアクセスすることができる。また、以文館に設置されたパソコンからは、ロー・ライブラリーに配架されている図書の検索も可能である。

全学共同利用施設としてのインフォメーションテクノロジーセンター（ITセンター）は、月曜日から金曜日の間、端末機室が19時50分まで開室しており、土曜日にも16時50分まで利用可能となっている。これにより、夜間や土曜日にも学生へのサービス提供が可能となっている。利用技術向上のための相談業務・講習会等も実施されている。

なお、法科大学院のネットワークの管理は、外部業者に委託して行われている。

2-25 進路に関する相談・支援及び把握体制の整備

本研究科は「就職支援委員会」を設置し、就職先の情報収集及び修了生に向けた就職情報提供などの支援活動を行っている。具体的には、企業法務部等の求人情報の提供のほか、法律事務所でのミニ・サマークラーク、裁判所見学会及び現職裁判官との意見交換会、企業との交流会、企業インターンシップ等を実施している。また、全学共通の組織であるキ

キャリアセンターにおいても進路相談することが可能である。

加えて、本学出身の実務法曹を会員とする「関大法曹会」と2010年に交わした就職支援連携強化覚書に基づき、司法試験合格者が司法修習開始前に弁護士事務所で短期間ながらも実務研修を受けることができるようにしている。「関大法曹会」との共催で行われる司法試験合格者祝賀会は、「関大法曹会」の会員と司法試験合格者との交流の機会としても活用され、進路・就職相談の側面支援の役割を果たしている。

さらに、本学卒業生の有志団体で、中小企業経営者や大企業の管理職・士業・個人事業主等ビジネスに関係するメンバーで構成されている「関西大学経済人クラブ」に協力を仰ぎ、民間企業法務部等への就職希望に対して、修了生と企業とのマッチングの機会を提供している。

以上のように、本研究科においては、高度な専門知識を活用できる就業に向け、手厚いサポートが行われている。

また、本研究科においては、修了生の進路状況や特別演習参加意向などを組織的に把握するために、教授会で承認された内容に基づき、司法試験受験資格を有する修了生に対して回答フォームでの調査を実施し、得られた情報を集計して、修了後も継続して進路選択・受験準備を支援できるよう進めている（「修了生キャリアビジョンリサーチ」）。

[点検・評価（長所と問題点）]

2-2 段階的かつ体系的な教育課程の編成

(1) 本研究科のカリキュラムの長所

本研究科のカリキュラムのユニークな点は、今日の実務家像に即した科目として「インハウスロイヤーの業務」や、「中国ビジネス法」・「アジア進出企業支援」などのグローバルかつ先端的な法実務に関する科目が充実していることである。「インハウスロイヤーの業務」では、本研究科を修了した実務家が担当教員となっている。ここには、本研究科の教育理念のひとつであるクリエイティブ・ロイヤーの育成という課題が果たされ、かつ、その成果が本研究科における教育に還元されるという好循環が成立しつつあることが示されている。

(2) 授業科目の適切な分類

ア 必修科目・選択必修科目・選択科目の分類

本研究科における授業科目の必修科目・選択必修科目・選択科目の分類については、およそ法科大学院一般に必須の法学的学識の修得と学生各自の個性と関心に従った選択による特定法分野の学識の修得との両立という観点からみて、適切なバランスが保たれていると評価しうる。

法律基本科目について修了に要する60単位のうち56単位が必修科目に当てられ、選択必修科目から修得すべきは残る4単位である。この限りでは履修の自由度が高いとは言えないが、これは、実務法曹たらんとする者に不可欠の知識とその運用能力を得させるため

に必要最小限の範囲で必修科目を配した結果である。

イ 開講科目の内容上の適切性

本研究科において法律基本科目 A・B・C に分類されている科目が、専門院設置基準 20 条の 3 第 1 項第 1 号にいう「法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。以下同じ。）」に該当することは明らかであり、開設科目数・単位数も、過多ならず過少ならず、適正水準にあると評価しうる。

また、本研究科における法律実務基礎科目が、専門院設置基準 20 条の 3 第 1 項第 2 号にいう「法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）」に対応していることも認められる。

2023 年受審の法科大学院認証評価において、「基礎法学・隣接科目の開設数がやや少ないこと及び「法と社会」（裁判実務）については、「基礎法学・隣接科目」に分類することが適当であるかについては、検討することが望まれる。」との指摘を受けた。

確かに、「基礎法学・隣接科目」の開設数はやや少ないが、その内容は専門院設置基準 20 条の 3 第 1 項第 3 号にいう「基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目」に即したものであり、妥当を欠くとの評価には当たらないものとする。

「法と社会」（裁判実務）については、シラバス上、「民事手続、刑事手続の流れを概観するとともに、その各段階において実務上何が重要な事柄であるかなどの概説等を行う。」とされており、法律基本科目ないし法律実務基礎科目に分類されるべきとの見解もありうる場所である。ただし、授業の内容はあくまで「概観」にとどまり、手続法科目や法律実務科目学修の基礎として位置付けることは可能である。今後、授業内容について工夫がなされることが期待される。

「展開・先端科目」に分類されている科目群のうち、環境法や国際公法に関する開講科目が他の選択科目系科目に比べて手薄となっているが、限られた人的資源を平均的にではなくむしろ軽重のけじめをつけて投入することは、法科大学院の個性展開の範囲内として容認されてよいものとする。また、環境法分野の科目については、大阪大学法科大学院との連携協力に基づく単位互換科目として、環境法と環境訴訟が提供されている。

「展開・先端科目」に分類されている科目群のうち、「民事執行・民事保全法」、「金融法」、「現代法特殊講義」として開講される「不動産登記法」や「商業登記法」などは、法律基本科目に含まれないけれども実社会において重要な役割を担う法領域に関する科目であり、「涉外法律実務演習」、「国際契約実務論」などは、「国際私法」・「国際取引法」の応用として、特殊な先端的法分野の法実務に関する科目である、といえる。

なお、「現代法特殊講義」として開講されている「倒産判例」については、素材が「倒産判例百選に掲載されている重要判例」とされており、シラバスにも「倒産法 1」「倒産法 2」「倒産法演習」とともに受講することとの指示があり、かつ、授業の構成も「倒産法演習」と重複する部分がみられ、他の司法試験選択科目に関する法分野との間での均衡を欠くものとも評価されうる。

(3) 学生の履修偏重防止のための配慮

カリキュラム上、法律基本科目の履修単位は最大でも64単位（修了要件総単位数に占める割合は64%）であり、法律基本科目に傾斜した編成とならないよう留意している。また、法律基本科目の必修科目において、公法系科目は6科目12単位、民事系科目は14科目32単位、刑事法系科目は6科目12単位となっており、いずれかの法分野に過度に偏ることなく履修するよう配慮できているといえる。

2-5 リーガルクリニックやエクスターンシップの実施体制・内容及び守秘義務に関する仕組み

「リーガルクリニック」が法実務科目として機能するためには、市民からの法律相談が十分な件数に達することが必要である。現在は、千里山キャンパス以文館（法科大学院棟）内の教室を使用しているが、四囲が住宅地であるとはいえ、市街地から広く市民の法律相談を受ける場としてはアクセスの問題もあり、相談件数の確保に苦慮しているのが実情である。周辺自治体の協力などによる広報の充実、市民が法律相談を持ち込みやすい場所の選定、オンライン相談の活用など、授業を安定的に運営できる相談件数を確保することが、現下の課題である（ただし、オンライン相談は、セキュリティ確保に万全を期することが必ずしも容易でなく、その積極的活用に至るには、慎重な検討を経ることが必要であると認識している。）。

2-15 定員管理及び適切な受け入れに向けた措置

定員数の削減及び法学既修者認定の厳格化により、入学試験における競争倍率を維持してきたことは、評価できる。さらに近年は、法曹コース関係に限らず本学法学部との連携強化に努めながら、SNS活用も含めた積極的な広報活動を行ってきたことも手伝ってか、低迷していた入学者数が増加傾向に転じ、2025年度の入学者数は定員数40名に対して9名超過するに至った。今後は、定員充足を一過的成果におわらせることなく継続的安定的なものとしつつ、入学者の質をいかにして維持向上させ得るかが、課題である。

2022年度実施に係る2023年度入学試験をもって、C日程入学試験をその実績に鑑みて廃止するに決したこと、また、本研究科における学業成績と司法試験合格に要する年数及び合格率との相関関係等に鑑みて、2024年度以降に入学する法学既修者（法曹コース特別選抜により入学した法学既修者を除く。）に、入学に際して入学試験法律科目の単位修得擬制の利益を放棄して3年間の在学年限を確保しようとする選択を、本研究科の教育的判断として許可することができるものとする制度を導入するに決したことは、上記課題に立ち向かう取組みとして、評価することができる。

2-17 入学者の適性・能力等の客観的評価

本研究科における入学者の選抜方法・選抜手続は、各入試種別において事前書類審査及

び試験当日の筆記試験・面接試験を法学未修者と法学既修者のコースごとに適切に組み合わせさせて課し、また、筆記試験の出題指針、面接試験の質疑事項、配点及び採点基準をあらかじめ定め、よって入学者の適性・能力を適確かつ客観的に評価できるよう整備されている。

法学未修者コース入学者選抜にあつては、事前提出書類に係る審査と試験当日における筆記試験（小論文）・面接試験との組み合わせによる選抜を行い、法学に関する知識を問うことなく、法科大学院教育を受けるに足りる素養と資質を判定している。

以上から、「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」を遵守することができているといえる。

法学既修者コース入学者選抜にあつては、筆記試験及び面接試験に基準点を定めて、法律科目のいずれか1科目の得点又は面接評価点が基準点未満となる場合は、合計得点にかかわらず不合格（法曹コース特別選抜開放型にあつては原則として不合格）とすることにより、法学既修者として法曹養成教育を受けるための基盤的能力に対する最低限の要求を満たす者のみが入学を許されるものとして、入学者の資質・能力等に関して適切な水準を保つようにしている。

他方で、本研究科への志願者ないし入学者の学力（とりわけ法学既修者の基礎学力）の低迷が、懸念されてきた。入学者の学力水準の確保だけなら、入学者選抜をことさら厳格化すればよいはずであるが、それでは、削減したはずの定員を充足させることすらおぼつかなくなる。したがって、問題の解決は、入学者選抜方法にのみ委ねられるべきでないと言わなければならない。むしろ、本研究科が占める社会的位置を率直に見て、定員を充足させながらも、これによる入学者の学力水準の実態から目をそらさず、入学後の教育課程にこそ抜本的改革の手を入れるべきである。法学既修者として入学を許される者に、法律試験科目の正規プロセス教育を受講してこれに要する時間を確保するための長期履修を選択することを本研究科の教育的判断として許可する制度の導入は、ここにおいても、課題克服のための、本研究科としての現時点における解答である。

2-19 多様な学生が学習を行うための支援体制の整備

本研究科の長所としては、比較的早期から少人数教育の実質化を重視する方向に舵を切ったことを背景として、学生と教員及び事務職員との間に心理的隔絶が極小化された関係が維持されている点がある。学生側の積極性に応えるべく、教職員もまた、積極的かつ日常的に、過度に渡らない限度で学生らに親しく接するように心がけている。結果、学習に関してのみならず、対人関係、進路、ハラスメント等に関しても、学生らが本研究科乃至本研究科教員に相談しやすい環境と、学生個々の抱える諸々の事情に配慮しながら可及的速やかに法務研究科としての対応ができるよう、執行部構成員・法科大学院オフィスが相互不断に情報の交換・共有と事案の協議を行う態勢とが、保持されている。

障がいを持つ学生に対しても、施設・設備面における学習支援だけでなく、学生相談・

支援センターとの組織的連携に基づき、学生支援スタッフによる受講支援等々の修学支援も充実しているといえる。

経済的支援については、各種奨学金、授業料の全額免除及び半額免除に相当する給付奨学金の制度、授業料免除の対象とされない学生に向けては学習奨励金（授業料負担を国立大学におけるそれと同水準まで低減させるもの）の制度がある。これら制度を適切に運用し、経済的理由による離学をできるだけ回避させ得よう図っていることは、本研究科の長所の一つと評価することができる。

また、項目（1）～（4）以外にも、感染症の罹患等により出席停止の対象となる場合や生理に伴う体調不良等などの所定の要件を満たし、対面授業への出席が困難な場合、授業受講上の配慮としてオンライン（同時双方向型）での授業受講を認めており、多様な学生に対して十分な学修機会を提供するためのさらなる取り組みとして評価できる（ただし、授業の特性上、オンラインでの授業参加が適当でない場合や、対面で参加する受講生に不利益が生じるおそれがある場合は、上記配慮を行わないことがある）。

2-20 予習・復習に係る相談・支援や正課外での学習支援

本研究科修了者が、ティーチング・アシスタントとなり、さらにやがてはアカデミック・アドバイザーとなって後輩である学生に指導・助言を与えるという循環的伝統は、「面倒見が良い」という本研究科の強みを構成する要素のひとつとなっている。

2-25 進路に関する相談・支援及び把握体制の整備

実務家教員を中心に構成する「就職支援委員会」が企画する多様な就職支援に加えて、弁護士事務所での短期研修や司法修習修了者の就職に関する「関大法曹会」の多大な協力・尽力の結果、本研究科の創設以来、司法修習修了者の就職率は100%を維持することができている。また、狭義の実務法曹としての活躍に向けた手厚い支援だけでなく、本研究科で培った高度な専門知識を活用できる幅広い範囲の就業を目指したキャリア相談や就職先紹介等も含めた支援体制が構築・運用されている点が、本研究科の出口戦略における長所といえる。ただし、民間企業や行政機関等への就職がまだまだ学生ら個々人の努力に委ねられた部分の大きいことは否めず、今後、その部分を本研究科に引き受けていくことが課題である。現在、その課題克服に向けた施策を、関係団体の協力を得て、企画している途上である。

[将来への取り組み・まとめ]

2-2 段階的かつ体系的な教育課程の編成

(1) 本研究科のカリキュラムの長所

本研究科のカリキュラムは、現在のところ、法律基本科目履修と先端的応用的科目等履修との間に適切なバランスがとられ、かつ、これによって本研究科を修了した者による先

端的科目の開発という好循環も生まれつつある。とはいえ、入学者の学力水準、教員の人的構成、法科大学院に期待される社会的役割は、不断の変動を免れない。これに応じて柔軟にカリキュラムを改変していく準備を怠らないことが、本研究科にとって課題である。執行部や教育推進委員会を中心に、自己点検評価などの機会を利用して定期的回帰的に、カリキュラムの適切性につき検証と見直しを積極的に進めていく必要がある。

(2) 授業科目の適切な分類

新規科目の設置や担当者の専攻によって科目内容の性格が変わり、授業科目の分類が適切を欠くのではないかとの疑いを招く事態は、これまでも発生してきた。

とりわけ、「現代法特殊講義（各テーマ）」については、内容設定の自由度が高いことが、利点であると同時に、ややもすれば、法律基本科目などとの重複を発生させる危険を伴っている。執行部（とくに教学担当者）を中心に、開講科目の内容が本研究科の教育理念に沿って定期的に精査される仕組みを、ルーティン化する必要がある。

(3) 学生の履修偏重防止のための配慮

本研究科のカリキュラム上、法律基本科目類への履修偏重は生じ得ないものと考えているが、形式面はもとより、実質面においても、学生らが本研究科の教育理念に共感し、司法試験科目以外の科目履修に積極的関心をもって当たることができるよう、留意していかねばならない。

今後は在学中の司法試験受験希望が増えて、学生らの関心はむしろ司法試験科目履修に集中する傾向を見せるであろうから、あらためて、法科大学院制度の趣旨目的及び本研究科の教育理念に沿うことが結局は実務法曹としての資質を高めることになることを、学生らによく伝えるとともに、その命題が実質的に真であるべく、FD活動の一層の活性化等により、授業諸科目の魅力を高めていくことが、本研究科にとっての課題である。

2-5 リーガルクリニックやエクスターンシップの実施体制・内容及び守秘義務に関する仕組み

「リーガルクリニック」を授業として安定的に運用するには、法律相談件数の確保が不可欠であるから、今後、広報メディアの開発・拡充のほか、市民からのアクセスの便宜向上のため、物理的な相談場所の選定のみならず、セキュリティ面に十分留意しながらオンライン相談の方法を活用していく必要があるようである。

「海外エクスターンシップ」は、本学の特色ある法実務教育実践例の一つであるから、教員構成の変動を超えて、将来にわたり継続的に行われるよう、人材の確保に努めなければならない。

2-14 学生の受け入れ方針に沿った入学者選抜

(2) 実施している入学選抜の方法(入学試験の種類)と学生の受け入れ方針との整合性

2025年度入試より、S日程において、卒業見込者特別選抜（未修・既修コース）だけで

なく、開放型選抜（既修者コース）を行い、A日程において、特別選抜 5年一貫型教育選抜（既修者コース）、一般選抜（既修者コース・未修者コース）、実務経験者特別選抜（未修者コース）を行う一方、B日程入試においては、未修者コースのみの選抜とすることとした。

2-15 定員管理及び適切な受け入れに向けた措置

本学法学部との連携強化、広報活動の充実、法科大学院志願者の広域的回復傾向など、おそらくは多面的な原因により、本研究科においても、ようやく入学定員が充足されるようになってきた。しかしながら、その広域的傾向がみられるようになった原因は何であるのか、いまひとつ不分明である。わずか何回かの定員充足に安閑とすることなく、本研究科入学の利点をさらに進展させ、魅力ある法科大学院として存続できるよう、万般の施策を考案実施していかなければならない。

他方、適切な定員管理には、教育の質、それも法科大学院教育にあつては少人数教育の質を保持する必要から、入学者数を定員数から大幅に超過しないように、あるいは超過し続けられないようにすることも含まれる。

定員管理は、およそ高等教育機関につきまとう困難な課題であり、ひとり本研究科が抱える問題でもないが、入学試験合格者数に対する入学者数の割合（いわゆる歩留まり率）の経年的変化を正確に把握するとともに、法科大学院ないし本研究科をとりまく社会的諸状況を加味勘案し、定員管理の安定的適正を確保することができるよう、最善の注意を払うべきところであると考える。

2-17 入学者の適性・能力等の客観的評価

定員の確保と入学者の学力水準の維持向上という、二律背反とも思える課題を克服するのは容易ではない。何よりも、本研究科における教育とその成果を、司法試験合格者数・合格率を含め、魅力あるものとして志願者を募るのが第一義であるが、今日なお数十校の法科大学院が存続しているなかで、相互の自由競争は避けられず、にもかかわらず、法科大学院制度の目的特性上、カリキュラム設計等にさほどの自由度があるわけではない。

そうしたときに、本研究科は、本研究科への入学を望む者の多くが、その学力実態において、理念的法学未修者と理念的法学既修者の中間に位置しており、法学未修者3年コース・法学既修者2年コースの二元構成という法科大学院制度初発からの枠組みに親しまないことを直視し、2024年度以降に法学既修者として入学を許される者に、法律試験科目の正規プロセス教育を受講してこれに要する時間を確保するための長期履修を選択することを、本研究科の教育的判断として許可する制度を導入した。入学者の適性・能力に法科大学院の制度枠組みのほうを合わせていこうという、現時点では本研究科独自の試みである。法令上の適否及び教育課程上の当否について、文部科学省から、とくに意見を付するところなしとの回答をすでに得ている。

2-19 多様な学生が学習を行うための支援体制の整備

現状の支援体制を継続・発展させていくため、関連部局との連携の一層の密化を図り、社会経済状況の変動を十分に考慮しながら、柔軟かつ現実的な対策を講じていく必要がある。

本研究科は、経済的援助の固有施策を単独で講じることはできないが、本学全体の支援制度に頼りつつ、学生らには、休学及び復学という選択肢もあること、その選択が責められるべき理由はないこと、及び、その選択をした際には休学中にも本研究科が現実的かつ必要妥当な範囲で学修支援を行うことを伝えていくものである。

2-20 予習・復習に係る相談・支援や正課外での学習支援

正課外学習支援制度としての「特別演習」については、科目・内容・時間・回数などにわたる大胆な集約化を図り、正課授業とは車の両輪の関係にあるものとして学生らの目標達成に資するべく新生させたところであるが、それでもなお、学生の十分な参加が恒常化されたとは言い難い。「特別演習」に参加することが正課授業の理解を促進し、「特別演習」に参加するには正課授業の理解が必要である、という両者連携関係が、「特別演習」参加の旨味を意味することをひきつづき周知し、以て本研究科の教育理念がよりよく現実化されるよう、努めなければならない。

2-25 進路に関する相談・支援及び把握体制の整備

今後も「関大法曹会」との協力関係を通じて司法試験合格者を確実に就職させる体制を維持するとともに、民間企業への就職については、関西大学校友会・関西大学キャリアセンターとの両面にわたる連携・協力を促進して、就職支援体制の拡充を図る必要がある。行政機関等への就職については、本学法学部との連携の中で本研究科が法学部の公務員試験対策企画に協力し、あるいは公務員試験対策に関する学内諸企画が見逃されることのないよう配慮するなど、これまでなかなか手の回らなかった領域にも、本研究科としての関りを深めていく必要がある。

3 教員・教員組織

[現状の説明]

3-1 教員組織の編制方針及び全体的な設計の明確化

本研究科は、教員組織に関して、(1)理論と実務のバランス、(2)優れた人権感覚、(3)新たな問題に対処できる創造性の3つの資質を備えた法曹の養成という教育理念を実現するため、カリキュラム・ポリシー（①実務法曹養成の目的に対して合目的な法律基本科目群の編成・充実、②職業的倫理観と豊かな人間性・市民感覚の涵養に向けた法律実務科目群の設置、③多様な選択肢と深い専門的知見の段階的修得に留意した先端的法分野科目群の配置、④外国法に関する知見の修得と国際的視野の養成、⑤新たな法的問題または法と隣接する諸分野に対する幅広い視野に立った洞察力の育成）を反映した編制方針の下に、教員組織の全体的な設計を行っている。さらに、少人数教育を実現・実質化するため、学生定員に対して十分な教員数を確保することに努めている。

2025年5月1日現在、専任教員数21名のうち、法曹として5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有すると認められる実務家教員（みなし専任教員を含む）が9名配置され、専任教員の4割を占めている。これにより、法曹養成のための実務教育の充実を人的編制面から担保している。

本研究科における法律基本科目について必要とされる専任教員数は、憲法1名、行政法1名、民法1名、商法1名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法1名である。これに対して、2025年5月1日現在の専任教員の配置は、憲法1名、行政法1名、民法3名、商法2名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法2名である。配当科目への専任教員の配置占有率は、法律基本科目については91.8%、法律実務基礎科目については53.4%、展開・先端科目については、労働法・倒産法・知的財産法・租税法に各1名の専任教員を配置して43.2%、また、基礎法学・隣接科目については28.6%となっている。法律実務基礎科目については、すべての科目について実務経験のある教員が配置されている。特に主要な科目である法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、刑事模擬裁判、民事訴訟実務演習については、専任の実務家教員3名（元裁判官）、派遣検察官1名、派遣裁判官1名及び非常勤講師3名（弁護士）が配置されている。

専任教員の任用については、「関西大学教育職員選考規程（就）」及び「法務研究科における任用及び昇任人事の審査手続に関する取扱要領」により、研究者教員には一定の教育経験と専攻分野について研究上の優れた業績を有する者、実務家教員には豊かな実務経験をもつ者を、それぞれ選考の基準として任用している。

3-2 多様性を考慮した専任教員の構成

(1) 専任教員における男女構成

2025年5月1日時点において、専任教員21名のうち女性教員は5名（23.8%）である。2022年度報告の時点から男女構成比率における女性教員の割合は増加している。全学的に

は、2014年に策定された「関西大学男女共同参画に関する基本方針」において、専任教職員の人員構成の男女比率を是正するよう努めるべきことが掲げられており、2021年の「女性活躍推進法に基づく行動計画」では、学校法人全体の管理職に関するものであるが、2026年までに女性教職員の割合を15%とすることが目標として設定されている。

(2) 専任教員における年齢構成

専任教員の年齢分布（2025年5月1日現在）は次のとおりである。

31歳から40歳	1名	41歳から45歳	1名
46歳から50歳	4名	51歳から55歳	1名
56歳から60歳	2名	61歳から65歳	4名
66歳から70歳	8名		

なお、平均年齢は、57.9歳である（2025年5月1日現在）。

3-3 教員の募集・任免・昇格

本研究科設立当初は、「関西大学教育職員選考規程（就）」のみに拠って任用等が行われていた。しかし、審査委員会等の手続規定を欠いていたため、2011年に「法務研究科における任用及び昇任人事の審査手続に関する取扱要領」を制定し、以て法科大学院教員の任用・昇任に関し、手続の整備と基準の明確化を図った。その概略は以下のとおりである。

まず、任用・昇任の候補者は、人事委員会がこれを選定する。人事委員会は、都度ごとに、研究科長を委員長として、副研究科長、教学主任、学生相談主事、入試主任及び研究科長が指名する専任教員で構成される。つぎに、人事委員会が選定した候補者についてその適格性を審査するのが、審査委員会である。審査委員会は、教授会において選出される3名の教員（専任教員を原則とし、特別契約教授、特別任用教育職員又は学部の専任教員を含めることができる。3名中少なくとも1名は人事委員会委員を以て当てる。）により構成される。審査委員会は、候補者の研究業績、教育業績等により候補者の適格性を審査し、その審査結果を人事教授会に報告する。人事教授会は、教授会を構成する専任教員の3分の2以上の出席をもって成立し、候補者の任用・昇任について、審査委員会の報告を受けて審議し、出席者の過半数をもって議決する。

教授の選考基準に関しては、①博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、かつ、大学教育に関し経験又は識見を有する者、②著書、論文、学会報告等により前号の学位を有する者に準ずる教育研究上の業績があると認められ、かつ、大学教育に関し経験又は識見を有する者、③本学において満7年以上准教授の経歴がある者であって、著書、論文、学会報告等により教育研究上の業績が顕著であると認められる者又はこれに準ずる者、以上のいずれかに該当する者のうちから選考することになっている。

准教授の選考基準に関しては、①前条の規定により教授となることのできる者、②他の大学において准教授の経歴のある者、③本学において満3年以上専任講師の経歴がある者

又は満5年以上助教の経歴がある者であって、教育研究上の業績があると認められるもの又はこれに準ずるもの、④修士の学位を有する者であって、研究所等研究に関する機関において担当する授業科目に関連のある業務に満6年以上従事した経歴があり、かつ、研究上の業績があると認められる者又はこれに準ずる者、以上のいずれかに該当する者のうちから選考することになっている。

以上のように、専任教員の任用・昇任については、「関西大学教育職員選考規程（就）」及び「法務研究科における任用及び昇任人事の審査手続に関する取扱要領」に基づいて公正に選考を行い、研究者教員については一定の教育経験と専攻分野に関する研究上の優れた業績を有する者、実務家教員については豊かな実務経験をもつ者を任用し又は昇任させる方針で、人事が行われている。

3-4 専任教員の資質向上のための組織的な取り組み

本学においては、新任教員に向け、本学の「建学の精神」や大学教員としての心構えについての研修機会を設けている。

本研究科としては、専任教員各員に、専任教員全員参加型・希望者参加型公開授業の担当を順次割り当て、授業の態様等について他の教員から、書面により及び教授会の場で、アドバイス等を受けられるようにしており、また、授業評価アンケートの実施とその結果を踏まえた授業改善に向けた教員コメントの作成・公開を行うことにより、教育能力向上のための組織的な取り組みが実施されている。科研費獲得等の研究遂行能力の向上のための説明会、法科大学院協会や司法研修所が主催するセミナーやシンポジウムについては、全専任教員に案内して参加を呼びかけている。

3-5 専任教員の活動を評価する仕組み

(1) 専任教員の教育活動に対する点検・評価

本研究科の「FD委員会」が毎年度春学期と秋学期に1回ずつ企画する公開授業への参加、その後に参加者が提出する所感等記載書面に対する授業担当者の応答、あるいは意見交換会の開催により、専任教員の教育活動に対する点検・評価が実施されている。公開授業には、専任教員全員で1つの授業を参観する「全員参加型公開授業」と、3つの授業から専任教員各自が選択して参観する「希望者参加型公開授業」とがある。いずれの授業を公開対象とするかは、対象分野に偏りのないよう留意しながら、専任教員の誰もが順次その任に当たることができるように、FD委員会を選定する。本研究科は大阪大学法科大学院と連携協力関係にあり、FD活動共同化もその一環として、大阪大学法科大学院教員からも本研究科公開授業への参加を得ている。

また、毎学期定期的実施される「授業評価アンケート」により、各教員は、受講生視点の具体的かつ率直な評価に接し、これを真摯に検討して、教育の内容・方法の改善・向上に向けた基礎資料としている。さらに、各教員は、アンケートの結果に対し、当該授業

で工夫した点、分析、改善策等について自己点検を行い、書面により応答しなければならない。なお、授業アンケートの結果は、「インフォメーションシステム」から過去に遡っても確認することができる。

公開授業に関する参加教員の意見等、意見交換会における議論とこれらを受けた担当教員の所感、授業アンケートの結果とこれに対する授業担当教員の応答は、FD委員会による集約・検討を経て、学期ごとに、FD活動報告書にまとめられて公表されている。

教育内容・方法の工夫等に関する自己点検の結果については、「関西大学学術情報システム」を通じて公開している。このシステムが本学内の教育・研究活動と学外の一般社会との接続路となり、これを通して社会的評価を受けることによって、本学における教育の質の維持・向上が担保されている。

各専任教員の教育業績は、法科大学院人事における評価項目とされている。

(2) 専任教員の研究活動に対する点検・評価

本研究科は、毎年度末頃を期して、専任教員が（関西大学法学部発行の「関西大学法学論集」によるほかに）その研究成果を公表できる場として「法科大学院ジャーナル」を発行し、専任教員の研究活動の活性化を促している。専任教員の研究内容及び研究活動の状況については、各教員により適宜更新される「学術情報システム」の掲載情報を通して公開している。

各専任教員の研究活動・研究業績は、研究分野と担当科目との適合性を含め、法科大学院人事における評価項目とされている。

(3) 専任教員の組織運営に係る活動に対する点検・評価

専任教員の組織運営への貢献に対する点検・評価については、本研究科専任教員が担う校内役職及び全学委員会委員・本研究科委員会各委員に関する名簿が教授会において配付され、各専任教員の組織運営への貢献状況が本研究科専任教員全員により共有されている。

各専任教員の本学及び本研究科に関わる組織運営活動は、法科大学院人事において大学運営への貢献として評価項目とされている。

(4) 専任教員の社会的な活動に対する点検・評価

専任教員の社会活動の状況については、各教員により適宜更新される「学術情報システム」の掲載情報を通して公開している。

各専任教員の社会活動は、法科大学院人事において社会貢献として評価項目とされている。

3-6 教育研究条件・環境及び人的支援

本学における専任教員の1週当たり責任授業時間数（45分を以て1授業時間とする。）は、教授につき8.0授業時間、准教授につき6.0授業時間（特任教員（「みなし専任教員」）は4単位）とされている。

2025 年度における専任教員の 1 週当たりの平均担当授業時間は、教授が 7.0 授業時間、准教授が 4.0 授業時間となっている（最多で 9.0 授業時間、最少で 4.0 授業時間。）。なお、本学では、大学院における担当授業時間 1 時間が責任授業時間 1 時間 30 分に相当するものとして取り扱う（大学院での担当授業時間数に 1.5 を乗じて算出する授業時間数が責任授業時間数に達していればよい）こととなっている。

研究専念期間等については、「関西大学学術研究員規程」及び「関西大学研修員規程」並びに「研修員研修費支給内規」が、本研究科教員にも適用されて保障されている。

研究費については、専任教員に年額 510,000 円、特任教員に年額 250,000 円の個人研究費が、いずれも一律に配分されている。その取扱いは、「関西大学個人研究費取扱規程」に従う。

専任教員の個人研究室として、以文館（法科大学院棟）及び総合研究室棟に、教育・研究用 LAN の整備された研究室 28 室（20.0～27.0 m²）を設置し、専任教員 1 人当たり 1 室が確保されている。さらに、研究用ロー・ライブラリー（184 m²）、共同研究室（64 m²）、教材開発室（35 m²）を、以文館内に設置している。これら施設は、教材開発室を除き、すべて 24 時間利用可能である。

人的支援については、法科大学院オフィスが授業支援等業務を担っているほか、ティーチング・アシスタントが常駐するスペースも設けられている。ティーチング・アシスタントには、本研究科修了生から採用される者（司法試験合格発表後は、本研究科修了生の中から司法試験に合格した者に転ずる措置をとる。）のほか、本学大学院法学研究科在籍生から採用される者、本研究科と連携する大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）又は法学研究科の在籍生から採用される者があり、教材作成補助、小テスト採点補助その他の正課教育補助業務に従事している。2024 年度は、本研究科在学生（司法試験在学中合格者 2 名）と修了生（司法試験合格者 5 名及び司法修習中の修了生 5 名）から計 12 名を、その余として 1 名を、ティーチング・アシスタントに採用した。

[点検・評価（長所と問題点）]

3-2 多様性を考慮した専任教員の構成

専任教員に女性教員が占める割合は 24%、専任教員の年齢構成は、31 歳から 40 歳までの者が 1 名、41 歳から 50 歳までの者が 5 名、51 歳から 60 歳までの者が 3 名、61 歳から 65 歳までの者が 4 名、66 歳から 70 歳までの者が 8 名で、平均年齢は 57.9 歳となっているのが、現状である。項目 3-3 の選考基準及び手続に従って任用してきた結果であるが、年齢構成に関しては、40 歳までの層が薄く、教育・研究水準の維持に支障が生ずることのないよう、人材探知に怠りなきを期すべきものと認識している。また、女性教員の比率についても、相当の改善を追求する必要がある。

3-5 専任教員の活動を評価する仕組み

(2) 専任教員の研究活動に対する点検・評価

司法試験受験成果の向上という目標との兼ね合いのなかで、本研究科教員の研究活動に事実上の制約を生じていることは否定しがたい。教員が教育現場に過度に疲弊することなくその研究活動を活性化することができる状況を実現するために、いかなる組織的目配りが現実的に可能か、法科大学院制度の運命にも関わる重大な課題であると認識している。

[将来への取り組み・まとめ]

3-2 多様性を考慮した専任教員の構成

本研究科教員の世代交代が視野に入る中、教員の多様性確保の必要を、教員選考人事における積極的要素として前面化していくべきものと考えている。なお、2024 年度において、30 歳代の教員 1 名を任用したほか、秋学期には女性教員 1 名を任用した。

3-5 専任教員の活動を評価する仕組み

在外研究や科研費取得などの一般的諸制度の活用を奨励するほか、本研究科としての研究会の開催など、組織的に研究活動を支援促進する試みも検討していくべきである。

4 法科大学院の運営と改善・向上

[現状の説明]

4-1 管理運営のための固有の組織体制の整備

本研究科は、下記のとおり、管理運営を行う固有の組織体制を整備し、関連法令に基づく適切な規程を制定し、これを適切に運用している。

(1) 管理運営を行う固有の組織体制の整備

法科大学院に教授会を置くことは、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第21条に定められ、その権限及び運営について必要な事項は、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程」において定められている。法務研究科長の選挙については、「法務研究科長選挙規程」に定められている。

(2) 関連法令に基づく適切な規程の制定と適切な運用

本研究科は、独立研究科として大学院組織の中に位置づけられ、また、独自の教授会を有する等、管理運営上の独自性の確保が可能な組織とされている。教学及び人事に関する教授会の決定は、大学理事会において尊重されることが慣例となっており、現在までに、教授会の決定が理事会等において覆される事態は生じていない。

なお、以下では、説明を補足するために、本研究科の組織構成を概観する。

研究科長：研究科長は、教授会において秘密平等選挙により専任教員から選出され、教授会において議長として議事を運営するとともに、教授会決定事項の執行その他本研究科の運営につき教授会に対して責任を負う。

教授会：本研究科の運営に関する最高意思決定機関として、教授会を置く。専任の教授・准教授・専任講師・助教及び特別契約教授並びに特別任用教員（教授・准教授・専任講師・助教）を以て構成し、研究科長の選出、副研究科長の承認、教員人事に関する事項、教育課程・入学試験その他「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」の改正にわたる事項、学生の試験・学籍及び修了に関する事項等、法科大学院の管理運営上重要な事項を、その議決事項とする。定足数は、構成員の過半数とし、その議決は、原則として出席者の過半数によりこれを行う。ただし、特別契約教授と特別任用教員は、研究科長選出や教員人事など、人事・組織に係る一定事項について議決権を有しない。

副研究科長：副研究科長は、研究科長から指名された専任教員1名が教授会の承認を得て任命され、研究科長を補佐する。

執行部：研究科長は、副研究科長に加え、教務・FD等を管掌する教学主任（2名）、学籍・教育事項等を管掌する学生相談主事、学生募集・入試実施等を管掌する入試主任を指名して、研究科長以下6名を以て執行部を構成する。執行部は、研究科長を輔弼するとともに、教授会の包括的又は個別的委任の下に本研究科の常務を決定・遂行し、その経緯と結果を研究科長により教授会に報告する。なお、執行部の設置・構成・業務は、教授会規程等の明文によらず、本学の慣行に基づくものである。

4-2 教育等の企画・運営等における責任体制

本研究科教授会は、本研究科の最高意思決定機関として、研究科長選出や教員任用をはじめとする人事に関する事項、教育課程・入学試験に関する事項、学生の試験・学籍及び修了に関する事項等、法科大学院の管理運営上重要な事項について議決し、執行部をしてその執行に当たらせる。

研究科長は、教授会において議長となり議事を運営するとともに、教授会決定事項の執行その他法科大学院の管理運営全般につき、教授会に対して責任を負う。研究科長の罷免については、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程」第6条第5号の定める「その他人事に関する事項」として、教授会の議により決せられる。

副研究科長は、研究科長の指名した専任教員が教授会の承認を得て任命され、研究科長をその職務全般について補佐する。

執行部は、研究科長・副研究科長に加え、研究科長が指名する教学主任2名（教務・FD等を管掌する。）、学生相談主事1名（学籍・教育事項等を管掌する。）及び入試主任1名（学生募集・入試実施等を管掌する。）の6名によって構成され、研究科長を輔弼するとともに、教授会の包括的又は個別的委任の下に本研究科の常務を決定・遂行し、その経緯と結果を研究科長により教授会に報告する。

4-3 法曹養成連携協定の締結及び適切な運用

本研究科は、本学法学部（法学政治学科の1学科で構成され、法律学及び政治学の基礎的教育を担う教育研究機関）との間で2019年11月29日に「法曹養成連携協定」を締結した。この協定に基づき、本学法学部は、文部科学大臣の認定を受けた法曹養成基礎課程「関西大学法曹コース」（以下「法曹コース」という。）を置くこととなった。

同協定には、①法曹コースの教育課程及び成績評価（3条・4条）、②法曹コース教育と本研究科教育の円滑な接続のための相互協力（6条～8条）、③本研究科が行う法曹コース特別選抜の方法（9条）等が定められている。

本学ではこれまでも、本学法学部において「法曹プログラム」を開設し、本研究科との協力関係の下、実務法曹志願者を対象として学部在学中早期より本研究科教員が担当する合目的的教育を行ってきた。法曹コースは、本学においてはいわばその「法曹プログラム」の充実発展型に相当するものであり、法学部への法曹コース導入は、法曹プログラムからの移行としてスムーズになされたと言える。

法曹コース履修は、本学法学部において、応募者の法学部2年次終了時成績序列に志望理由を加味し、毎年50名前後に許可する方針をとっている。その実績値は、2019年度入学生につき応募者58名中52名に許可、2020年度入学生につき応募者58名中42名に許可、2021年度入学生につき応募者64名中44名に許可、2022年度入学生につき応募者68名中52名に許可、2023年度入学生につき応募者56名中45名に許可、2024年度入学生につき応募者56名中53名に許可、という推移を示している。

ただし、法曹コース在籍者であっても、実際には、法曹コース特別選抜の行われるA日程入学試験を待たず、先行するS日程入学試験を受験して合格を確保しようとする傾向があり、2024年度に至るまで法曹コース特別選抜によって本研究科に入学した者はいなかったこと、2024年度においても入学者が1名に留まったことから、2025年度入学試験より法曹コース特別選抜（開放型）をS日程実施に変更し、本枠での受験者・入学者の確保を図っている。

4-4 自己点検・評価体制・手続き及び組織的・継続的な自己点検・評価に基づく改善・向上

本研究科は、下記のとおり、①自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っており、②その結果を教育研究の改善・向上に結びつけている。

(1) 自己点検・評価のための手続の明確化と責任ある体制のもとでの組織的・継続的な自己点検・評価

本研究科は、その活動状況に関する自己点検及び評価を行うために、「関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程（以下、「委員会規程」という）」を定め、この規程に基づき「関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会」（以下、「自己点検・評価委員会」という。）を設置している。

「自己点検・評価委員会」は、副研究科長、本研究科専任教員から選出された委員3名、本研究科教授会によって承認された学部・大学院事務グループ所属事務職員1名によって組織される（「委員会規程」第4条）。

「自己点検・評価委員会」は、①自己点検・評価及び外部評価に関する活動方針の策定、企画立案、評価項目の設定、実施及びその結果の公表、②外部評価への対応及びその結果の公表、③自己点検・評価、外部評価の結果に基づく本研究科長及び本学学長への改善方策及び改善計画案の提言及び④改善達成度の検証結果に基づく本研究科長及び本学学長への改善勧告を行い、並びに⑤その他自己点検・評価、外部評価に関する事項について審議する（「委員会規程」第3条）。

自己点検・評価のための評価項目は、公益財団法人大学基準協会による法科大学院認証評価との整合を図るため、基本的に、同協会の定める「法科大学院基準」に拠っている。

自己点検・評価報告書の作成については、「自己点検・評価委員会」で定めた各委員の役割分担とスケジュールに従って各委員により作成された原案が、「自己点検・評価委員会」において集約され、点検・調整を経て、自己点検・評価報告書一次案にまとめられ、「自己点検・評価委員会」から本研究科長に提出される。さらに「自己点検・評価委員会」は、同案の提出を受けた本研究科長から役割分担の定めと共に指示を受けて同案の示す本研究科の課題等を把握した執行部と合同協議して、その結果を含めて作成した報告書二次案を、本研究科長に提出する。本研究科長は、報告書二次案を総覧し、必要に応じてその

修正等を「自己点検・評価委員会」に求め、所要の修正等を経て完成された自己点検・評価報告書を、教授会に報告する。自己点検・評価に関わる種々のデータについては、全学的な自己点検・評価活動として毎年作成される「データブック」及び法科大学院オフィスにおいて平素より収集される諸情報を活用している。

なお、これまで本学では、全学的な自己点検・評価報告書を周期的に作成しており、本研究科においても同様に、2005年3月、2007年3月、2009年3月、2012年3月、2015年3月、2018年3月、2020年3月、2023年3月に、本研究科としての自己点検・評価報告書を作成・発行している。

なお、2008年度より毎年、本学全体の営為として、部局ごとの「中期行動計画」の作成とこれに基づく独自の点検・評価活動を行っており、本研究科においても同様に、本研究科中期行動計画の達成状況を点検・評価して本学学長に報告する活動を行っている。

(2) 自己点検・評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結び付けていること

前記(1)記載のとおり、「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価及び外部評価の結果に基づく改善方策及び改善計画案を本研究科長及び本学学長に提言することを任務としている。この提言を受けた本研究科長は、執行部で協議のうえ、内容に応じて「FD委員会」・「教育推進委員会」等に問題点を回付して改善策等を検討させ、その結果を教授会の審議に付し、教授会の決定があればこれを執行する。

副研究科長が執行部と「自己点検・評価委員会」の双方に属するのは、自己点検・評価の結果を機動的かつ正確に執行部に伝えることにある。他方、「自己点検・評価委員会」の委員長には、副研究科長以外の本研究科専任教員を以て当てることになっており、これは、自己点検・評価の独立性・客観性を確保するためである。

このように、本研究科においては、自己点検・評価に一定の独立性・客観性が保たれる一方、その成果は、これを見るや迅速かつ機動的に、「自己点検・評価委員会」・執行部・教授会のトライアングル空間に共有され、以て本研究科の教育研究活動等の改善・向上に確実に結びつくものとなっている。

4-5 認証評価機関等からの指摘事項への対応

本研究科は、2008年度法科大学院認証評価（大学基準協会実施〔以下同じ。〕）における「不適合」評価に対応して種々改善策を講じ（法科大学院自己点検・評価報告書第5号参照）、2013年度及び2018年度認証評価において、「適合」認定を継続的に得ることができた。2018年度認証評価に付せられた勧告及び問題点指摘に対しても所要の改善措置を講じ、「概ね改善が図られた」との検証結果を得た（法科大学院自己点検・評価報告書第8号参照）。

直近の2023年度認証評価でも、2024年4月1日から2029年3月31日までの期間を目して「適合」認定を得ることができた。とくに、アジア圏法に関する教育態勢の充実、専任教員・T A・Aによる循環的かつ個別的な指導態勢の構築、女性専用自習室の設

置等を含む良好な設備環境の確保などは、「特色ある取組み」乃至「優れた取組み」と評価された。それら取組みはもとより、本研究科の運営の全般が、その隅々に至るまで、法科大学院オフィス各位の奮闘をぬきにしてはあり得ないこと、言うまでもない。この場を借りて、深甚の感謝を表したい。

他面、同認証評価においては、3点の「課題」が見受けられるものとして、それらの改善が望まれる旨の指摘を受けた。以下に、そのそれぞれへの対応の現状と展望について記すこととする。

第1に、「司法試験の合格率については（中略）各種の取組みが効果を発揮し始めている可能性もある。今後も合格率向上のための取組みを継続していくことが望まれる。」との課題は、もとより本研究科において最優先事項として自覚するところであるが、遺憾ながら、司法試験合格率乃至合格者数を少なくとも中堅的水準に安定的に達せしめることに成功しているとは言い難い。この課題を解決できる妙手の発見は極めて困難であるが、そのための知恵を絞り施策試行を重ねることを、怠ってはならない。

たとえば、本研究科在学生及び修了生の基本的文章力の不足を自認せざるを得ない現実下において、まず司法試験短答式試験に高水準の成績が得られるよう、本研究科内外の教育資源を活用してでも、基礎的知識の盤石を図るための指導態勢の一層の充実を図るべきこと、次いでは司法試験論文式試験への対応力が高められるよう、大阪大学法科大学院との連携関係を、相互補完関係から競合競争関係に転換させ、あるいは両法科大学院所属学生の相互交流促進に及ぼしめるなどして、本研究科在学生及び修了生に高い水準での切磋琢磨とこれによる学力向上の機会が与えられるべきことなど、考えられる手はまだ残されている。現状保守に終始すれば本研究科に未来はないことを自覚し、さまざまな施策の可能性を追求すべきである。

第2に、本研究科入学試験において、本学法学部法曹コース修了（見込）者に書類審査上の特別評価が与えられるのは「公平性の観点から疑問がある」との課題が指摘されている。該特別評価は、法曹コース創設期において同コース志願への動因を与え、以て同コースが制度的に定着するように仕向けるという政策的理由からこれを与えることとしたものであるから、同コースが法科大学院進学を希望する本学法学部生にある程度定着してきた現在においては、その政策的正当性から公平性への疑念に社会的評価の重心が置かれることも、宜なるかなと思われる。そこで、本研究科は、本課題指摘の趣旨に鑑み、本学法学部法曹コース修了（見込）者への特別評価を最終的には廃止する途上にあつて、すでに漸進的措置を講じているところである。したがって、本課題の指摘に対しては、その指摘の対象となった特別評価制度の廃止によって、近々にも応えることができるものと見込まれる。

第3に、「『基礎法学・隣接科目』の開設数がやや少ないこと及び『法と社会（裁判実務）』については、『基礎法学・隣接科目』に分類することが適当であるかについては、検討することが望まれる。」との課題が指摘されている。基礎法学・隣接科目の開

設数については、科目構築の理想型を構想するのは容易であっても、それら科目の担当に堪える人材を実際に確保することは、決して容易ではない。法科大学院の教員資格基準のみならず、大学における研究者育成の在り方全般にも及ぶ問題であるとの意味では、文部科学省にこそ抜本的検討を求めなければならないが、同時に、本研究科としても、専任教員各自に不断の留意を求めるとして、人材探索に努めるべきである。

また、指摘に係る「法と社会（裁判実務）」の科目分類については、これをひきつづき「基礎法学・隣接科目」として維持する以上、授業内容が「基礎法学・隣接科目」の名にふさわしいものとなるべく、本研究科として、その方針を科目担当教員と共有するに齟齬なきを期し、その成果が対外的公示方法としてのシラバスの記載にも反映されるよう、努めるべきである。

以上のように、今回の認証評価に付せられた課題については、いずれも本研究科においてすでに対応済み又は対応過程にあるとすることができる。対応過程上にある課題については、ひきつづきその克服に向けた具体的努力が求められるところである。

4-6 教育課程連携協議会からの意見に基づく教育課程の改善・向上

教育課程連携協議会にあたるものとして、2019年度に「法務研究科アドバイザー・ボード」が設置されている。

アドバイザー・ボードにおいては、本研究科からの諸報告を端緒として、法科大学院教育のあり方について広範多様な意見・苦言・提案等を受けている。その内容は、議事録等によってこれを教授会で共有し、本研究科の教育や運営の改善に活用している。2024年度以降入学する法学既修者に法律基礎科目のうち特定分野の学び直しと長期履修の選択を許可する制度の導入は、本研究科入学志願者らとの懇談、法人理事会からの苦言のほか、アドバイザー・ボードからも、学生らの学力実態に応じた教育課程を用意する必要性を指摘する意見があり、これらを参酌検討した貴重な成果である。

4-7 情報公開のための規程・体制を整備、適切な情報公開

本研究科は、下記のとおり、①情報公開のための規程・体制を整備し、②自己点検・評価の結果及び認証評価の結果を含め、法科大学院の運営と諸活動の状況について情報を公開している。

(1) 情報公開のための規程及び体制の整備

本研究科の組織・運営と諸活動に関する基礎データ、自己点検・評価報告書、シラバス等はこれらを本学本研究科ウェブサイトにて公開し、情報公開のあり方等についてはその都度、対象情報の特性に応じて執行部及び教授会で検討している。

なお、情報公開に関する規程の整備については、全学的な取組みとして検討が進められた結果、学校法人関西大学情報公開規程が制定（2013年3月28日）され、その第4条に、開示請求による情報開示に関する定めがある。

(2) 法科大学院の運営と諸活動の状況についての情報公開

- ① 教育研究上の目的に関する情報については、本研究科学則に規定し、本研究科のウェブサイト及び法科大学院要覧において公開している。
- ② 教育研究上の基本組織、③教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関する情報については、本研究科のパンフレット、ウェブサイト及び本学の学術情報システムにおいて公表している。
- ③ 学生の受入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関する情報については、本研究科の学生募集要項において公表している。
- ④ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する情報については、概要を本研究科ウェブサイトにおいて公開するとともに、詳細は「関西大学シラバスシステム」において開示している。
- ⑤ 学修成果に係る評価及び修了認定の基準に関する情報については、本研究科学則に規定するとともにウェブサイトでも公開しており、また、法科大学院要覧において公表している。
- ⑥ 校地、校舎等の施設及び設備の維持管理のために徴収する費用に関する情報については、本研究科の学生募集要項及び法科大学院要覧において公表している。
- ⑦ 授業料、入学料その他の学業費用に関する情報については、本研究科のウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項において公表している。
- ⑧ 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する情報については、本研究科の法科大学院要覧によって周知している。
- ⑨ 自己点検・評価の結果については、自己点検・評価報告書を、他の法科大学院や関係諸機関に送付して公表するほか、ロー・ライブラリーにも配架して本研究科学生の閲覧に供している。また、本研究科ウェブサイトにおいて一般にも公開しており、自由に閲覧することが可能となっている。
- ⑩ 認証評価の結果については、自己点検・評価報告書に、認証評価中に勧告・問題点等として指摘されたところを記載するとともに、その対応等についても記載し、自己点検・評価の結果の公表（前項⑨）に伴い、本研究科のウェブサイトにおいて一般に公開している。

[点検・評価（長所と問題点）]

4-3 法曹養成連携協定の締結及び適切な運用

法曹コースの導入は、本研究科と法曹養成連携協定を結んでいる本学法学部との間で、法学教育の活性化、両者間の教育の円滑な接続及び本研究科入学生の質の確保に貢献しているといえる。今後、広報の充実のほか、本学法学部と本研究科の間で両執行部レベルだけでなく授業担当教員間の直接的意思疎通をより良好化するなど、法曹コース制度の実質化のための施策を諸々講じることにより、法曹コース教育の成果向上を促進する必要がある。

る。

[将来への取り組み・まとめ]

4-3 法曹養成連携協定の締結及び適切な運用

法曹コース制度の実質化のために、本学法学部との協力関係を深化させつつ、間断なく諸施策を講ずべきこと、上述したとおりである。

<終章>

本研究科は、2004年の設立以来20年以上にわたり、質の高い法曹人材を育成することを目標に、教育環境の整備と内容の充実を図ってきた。自己点検・評価は、これらの本研究科の教育活動を客観的に振り返る貴重な機会であり、これまでに蓄積してきた知見を確認すると同時に、現状の課題を明確にして、改善につなげていくための基盤となっている。

近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の対面中心の教育活動が大きく制限され、オンラインを活用した授業が主流となる局面もあったが、教員、アカデミック・アドバイザー、職員が緊密に連携し、関大LMS（Learning Management System）やZoomなどのオンライン・ツールを駆使することで、教育の質をできる限り維持する体制を整備し、実践してきた。こうした経験は、対面授業の意義を再確認する一方で、ICTを活用した柔軟な学修支援が今後の教育において重要な役割を果たす可能性を認識させられるものであり、一定の場合にオンライン受講を許可する配慮措置を導入する契機にもなった。

そのような教育環境の転換点において、司法試験では2026年度からCBT方式が導入される。法科大学院教育においても新たな試験方式への対応が喫緊の課題となっており、設備面の拡充・整備のみならず新たな学修スキルへの支援が求められている。他方、本学法学部の法曹コースとの連携による学部・大学院一貫の法曹養成教育も実績が蓄積しつつあり、それを踏まえて連携体制に関する課題の検討に取り組む必要がある。

また、近年の入学試験においては、受験者数が増加傾向にあり、本研究科への関心と期待が着実に高まりつつある。この傾向は、教育改革の成果の一端を示すものであると同時に、より多様な背景をもつ学生を受け入れ、その学びを支えるための柔軟かつきめ細かな教育体制の整備が求められていることを意味している。

一方で、設立から一定の時間が経過する中で、本研究科の教員組織には高年齢化の傾向が見られる。近年では、法科大学院で学び、実務経験を積んだ世代が教壇に立つようになり、組織の世代交代が始まりつつある。今後は、これまでの教育実践や蓄積されたノウハウを継承しつつ、新たな感性と柔軟な発想をもつ若手教員の活躍を促し、教育内容と組織体制の両面における持続的な刷新を図っていく必要がある。

本報告書に記された諸課題や提言は、いずれも本研究科がさらなる発展を遂げるうえで重要な示唆を含んでいる。学生が主体的に学び合い、教員が専門性と多様な視点をもって支える環境づくりを継続することが、優れた法曹の輩出と社会からの信頼につながるものと確信している。今後とも、教職員が一体となって教育の質の維持・向上に努め、関西大学法科大学院が未来の法曹養成の中核を担う場であり続けるよう、たゆまぬ努力を重ねていく所存である。